

特集 1 東日本大震災について

平成25年11月25日、「消防団120年・自治体消防65周年記念大会」が、日本消防協会と全国消防長会の主催により、天皇皇后両陛下ご臨席のもと、約3万7,000人の消防職団員や消防関係者等が参加して盛大に挙行された。

日本消防は、長きにわたる先人の尽力により着実に発展し、今日広く国民から信頼を得るに至っている。

この大会では、東日本大震災において我が身を顧みず職務を遂行して殉職された方々を追悼するとともに、これまでの消防職団員等の献身的な活動に感謝し、また、この大会を期に、国民の安全を守るため、より一層強固な消防防災体制を作り上げていくことが誓われた。

平成23年3月に発生した東日本大震災に際し、消防は、国民の命と財産を守るため、その持てる力を尽くして、その役割を果たした。

被災地の消防職団員は、地震発生直後から、自らの身の危険を顧みることなく避難誘導や防御活動に従事するなどして、津波によって300名近くへの



消防団120年・自治体消防65周年記念大会式典の様子



消防団120年・自治体消防65周年記念大会黙祷

ぼる消防職団員が命を失った。また、消防職団員自らも被災者でありながら、献身的に消防活動に当たり、多くの命を救った。

全国の消防からは、地震発生後直ちに緊急消防援助隊が駆けつけ、被災地において約3万人が活動し、地元の消防本部等と協力し、約5,000名の救助を行うとともに、事故を起こした福島第一原子力発電所3号機に対する放水活動や、大規模コンビナート火災に対する消火活動など、様々な場面で活躍し、被災地の住民に大きな安心を与えるという役割を果たした。

一方で、東日本大震災は、消防行政に多くの教訓を残した。さらに、今後発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震においては、東日本大震災を上回る被害が発生することが懸念されている。

今後、消防庁としては、東日本大震災の教訓をもとに「国民の命を守る」というミッションの下、発生が想定される大規模地震等の災害に対応するため、緊急消防援助隊の機動能力の強化を図っていくとともに、地域防災力の要としての消防団について団員の確保及び装備・訓練の充実を図っていくこととしている。また、大規模災害時に活用する消防防災通信基盤の強化や常備消防力の強化に努め、国民の命を守る消防防災行政を進めていくこととしている。

1 被害状況について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者が約2万名、住家における全壊が約13万棟、半壊が約27万棟に被害が及び、それは戦後最大の自然災害の脅威とも呼べるものであった(特集1-1表)。

被災地の消防職団員は水門閉鎖や住民の避難誘導・避難所の運営支援等、それぞれの役割に応じて様々な活動に献身的に取り組んだところである。一方で、消防職団員自体に300名近くへのぼる多大な人的被害が生じたことや消防庁舎や装備等が多大な被害を受けるという課題もあった(特集1-2表)。

2 緊急消防援助隊等 消防の活動状況

当該震災においては、地震発生直後から、主な被災県である岩手県、宮城県及び福島県の3県に向けて、これら被災県以外の44都道府県の緊急消防援助隊に対して平成15年の法制化以降初めて消防庁長官が消防組織法の規定に基づく出動指示を行った。

緊急消防援助隊は、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国の消防機関相互による応援体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年6月に創設された。

大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するものである。

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘されており、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年に成立し、翌平成16年から施行された。

当該指示に基づき、平成23年3月11日から活動終了の6月6日までの88日間において総人員3万684人、延べ約11万人という多くの緊急消防援助隊が被災地に派遣され(特集1-1図)、地元消防本部等と協力し5,064名を救助した。その迅速かつ確実な広域にわたる活動は高い評価を得たところである。

また、福島第一原子力発電所事故に対する活動として、内閣総理大臣から東京都知事への派遣要請及び総務大臣から各市長への派遣要請を受け、東京消防庁ほか6市の消防本部に消防庁長官から出動を要請し、3号機使用済燃料プールへの放水活動を実施した。

3 消防審議会での検討状況

今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が想定され、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対応力の強化は喫緊の課題といえる。

このことから、平成23年6月に発足した第26次消防審議会では、平成24年1月30日に「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」(特集1-2図)が、また平成25年6月11

特集1-1表 人的被害及び住家被害の状況

人的被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
死者:18,703名	5,086名	10,449名	3,057名
行方不明者:2,674名	1,145名	1,299名	226名
負傷者:6,220名	212名	4,145名	182名

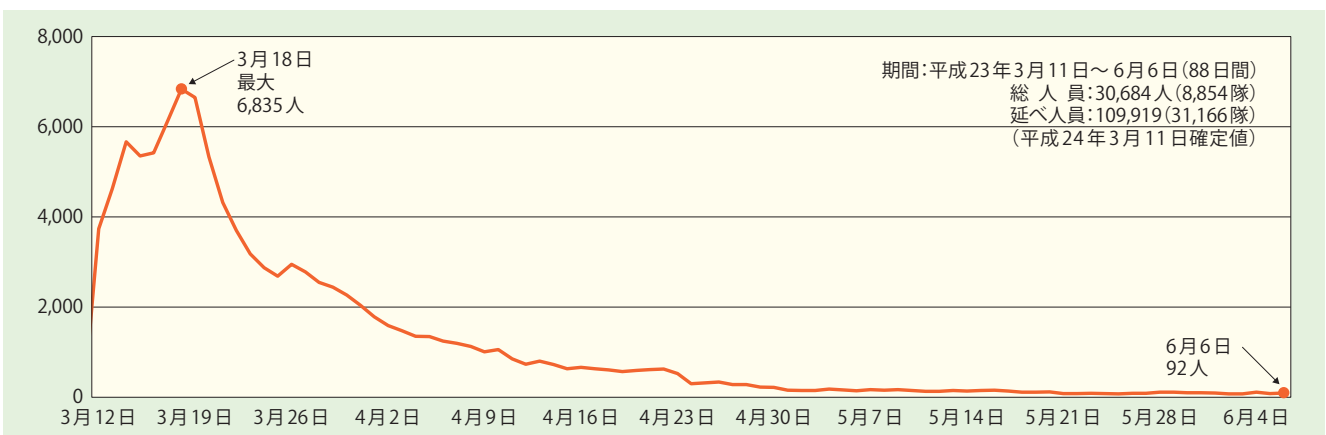
住家被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
全壊:126,574棟	18,460棟	82,889棟	21,190棟
半壊:272,302棟	6,563棟	155,099棟	73,021棟
一部破損:759,831棟	14,191棟	222,781棟	166,758棟

特集1-2表 消防職団員、消防施設等の被害の状況

消防職員	死者・行方不明者:27名
建物被害(全壊、半壊又は一部損壊)	消防本部・消防署:143棟、分署・出張所:161棟
車両被害(利用不可)	88台

消防団員	死者・行方不明者:254名
建物被害(使用不可)	消防団拠点施設(詰所等):423箇所
車両等被害(使用不能)	車両:261台

特集1-1図 緊急消防援助隊出動人員の推移



日に「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」(特集1-3図)が行われた。これらの答申においては、南海トラフ地震や首都直下地震といっ

た従来想定していた規模を超える震災に対応するための緊急消防援助隊をはじめとした広域応援体制のあり方や、予防・救急等個別分野における広域的な対応、大規模・多様化する災害(豪雪・火山災害

特集1-2図

平成24年1月30日に「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」の内容

<基本的な考え方>

東日本大震災における被害や応急活動等を踏まえ抽出した課題に対する詳細な調査・検討を行い、今後の国民の安心・安全の確保のため、消防本部、消防団、自主防災組織などの充実による消防防災体制の整備を目指す必要がある。

1. 地震・津波対策の推進と地域総合防災力の充実・強化について

防災活動の検証等を通じて、今後の大規模地震に備え、地域における総合的な地震・津波対策を確立する必要がある。地域防災計画の見直し項目や必要な対策は主として以下のとおり。

- ・市町村におけるハザードマップ等の見直し、避難施設・経路の点検・耐震化、備蓄物資の点検・見直し、防災教育の充実、実践的な避難訓練の実施
- ・防災行政無線の整備促進、災害情報伝達手段の多様化(Jアラート、コミュニティFM、緊急速報メール等)

2. 消防職団員の活動のあり方等について

消防職団員は今回の大震災でその活動を高く評価された一方で、安全対策等に課題を残した。下記の事項を中心に、今回の活動の検証を行い、大規模災害時における対応を講じる必要がある。

- ・消防職団員の活動のあり方(消防本部の効果的な初動活動、連携のあり方等)の検討、安全対策の推進、装備の充実、惨事ストレス対策の強化
- ・団員数の確保など地域コミュニティの核としての消防団の充実強化
- ・救急搬送体制の強化
- ・消防部隊間や関係機関との連携を含め、救助活動のあり方について検証・検討

3. 緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等のあり方について

東日本大震災での活動を踏まえ、今後の大規模地震において効果的・効率的な活動を行うため、主として以下の主な観点から今回の活動の検証を行い、対応を講じる必要がある。

- (1)長期に及ぶ消防応援活動への対応
 - ・後方支援活動に必要な人員や資機材、燃料などを搬送する車両の配備
 - ・より効果的な後方支援部隊の運用のあり方などの検証
 - ・長期にわたる活動を支える後方活動拠点施設の整備に関する検討
- (2)消防力の確実かつ迅速な被災地への投入
 - ・航空機による人員・資機材の投入手法の検討(関係機関との連携を含む。)
 - ・緊急消防援助隊の出動計画の見直し(広範囲の被害を想定)
 - ・消防庁及び緊急消防援助隊相互間の情報共有・収集体制の強化

4. 民間事業者における地震・津波対策について

東日本大震災を踏まえた以下のような対応が必要である。

- (1)危険物施設等の地震・津波対策のあり方について
 - ・危険物施設における配管の耐震性能等の再確認や災害時の緊急停止措置等
 - ・石油コンビナート施設における地震及び津波の発生頻度に応じた対策(応急措置の準備等)の実施
- (2)防火・防災管理体制の強化等について
 - ・大規模・高層の建築物をはじめとする建築物における防火・防災管理体制の強化等に関する検討
 - ・建築物の耐震性の向上及び消防用設備等の耐震対策の促進

特集1-3図

平成25年6月11日に「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」の内容

1. 緊急消防援助隊等の出動計画や受援体制等のあり方

- 南海トラフ地震や首都直下地震のような巨大災害に対しては、緊急消防援助隊の拡大も視野に、体制の強化を図るとともに、想定される被害規模に即した出動計画の整備が必要。
- 出動体制の整備のみならず、航空部隊の受け入れに係る地上支援をはじめとした、受援体制に関する計画の整備が必要。その計画に基づき、車両・資機材等の受援側への整備及びその手法の検討が必要。
- 災害時の情報収集・共有のため、通信手段の整備やICT×G空間(地理空間情報等)を活用し被害シミュレーションを行う技術の開発・導入等が必要。

2. 予防・救急等個別事務の共同処理のあり方

- 市町村消防の広域化を原則としつつ、広域化に時間を要する地域においても、次善の策として、個別事務の広域的対応を推進することが必要。
 - ・消防指令業務:共同運用の推進による広域的な消防指令システムの整備、人員配置の適正化等
 - ・救急業務:円滑な搬送・受入のためのICTを活用したリアルタイムでの情報共有等
 - ・予防業務:業務量の増加に対応するための事務委託や消防本部間の職員派遣等

3. 多様化する災害(豪雪・火山災害等)に対する消防機関の対応のあり方

- 豪雪や火山災害などに対しては、地域の実情に応じて異なる対応がなされている現状を踏まえ、以下のような対応が必要。
 - ・消防の任務の範囲について、それぞれの地域で、「自助・共助・公助」の役割分担を踏まえて、検討し、地域防災計画等で明確化。
 - ・消防の任務とされたものについては、資機材整備や教育・訓練等を推進。

等)に対する消防機関の対応等について提言されている。

また、その他に大規模災害時の初動活動や、消火、救急、救助、消防団の安全対策などそれぞれの個別の分野で東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の対応について様々な検討が行われた。

4 東日本大震災を受けての 予算措置

東日本大震災で失われた消防力の迅速な復旧を進めるとともに、今後の大規模災害に備えた消防力の充実強化を図るため、各年度において所要の予算措置を行っており、主な内容は以下のとおりである。

平成23年度補正予算(第1号)においては、東日本大震災の発生に伴い、消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊等の消防機関の活動に要した出動経費、震災等で大きな被害を受けた消防防災施設(消防庁舎等)・設備(消防車両等)の復旧・復興、緊急消防援助隊の災害対応力の緊急増強など、消防力の迅速な復旧・充実強化を図るため、622億円の予算措置を講じた(特集1-3表)。

平成23年度補正予算(第3号)においては、東日本大震災に際し、身の危険を顧みることなく水門閉鎖や避難誘導等の職務を遂行して死亡又は障がいの状態となった消防職団員に対する賞じゅつ金や消防車両等の復旧のための消防防災設備災害復旧費補助金等の平成23年度補正予算(第1号)の積増しのほか、今後発生が懸念される大規模災害に備えた消防救急デジタル無線等の消防防災通信基盤の整備・高度化、緊急消防援助隊の後方支援体制及び通

信基盤等の強化のための燃料補給車及び無線中継車等の整備、消防団員の安全対策の推進のためのライフジャケット等の資機材の整備等を図るため、338億円の予算措置を講じた(特集1-4表)。

平成24年度当初予算(東日本大震災復興特別会計)においては、引き続き被災地の消防庁舎や消防車両等の消防防災施設・設備の復旧を実施するほか、緊急消防援助隊の機能強化のための指揮支援隊の資機材の整備等を図るため、148億円の予算措置を講じた(特集1-5表)。

また、平成24年度補正予算(第1号)(一般会計)においても、東日本大震災の教訓や今後想定される南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模災害の発生に備え、緊急消防援助隊の即応体制の強化のための拠点機能形成車両及び津波・大規模風水害対策車両等の整備、大規模災害時の消防団員の安全確保対策のための救助資機材(油圧カッター、救命ボート等)搭載車両、軽小型動力ポンプ車両、安全確保資機材等の整備、緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線の整備、全国瞬時警報システム(以下「Jアラート」という。)による災害時の情報伝達体制の強化のための自動起動機等の整備等を図るため、185億円の予算措置を講じた(特集1-6表)。

平成25年度当初予算(東日本大震災復興特別会計)においては、消防防災施設・設備災害復旧費補助金のほか、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域における大規模林野火災等の消防活動に必要な資機材の整備費や避難指示区域への県内消防の応援活動を支援するための出動経費等を全額交付する原子力災害避難指示区域消防活動費交付

特集1-3表

平成23年度補正予算(第1号)の概要(平成23年5月2日成立)

(単位:百万円)

事業名	平成23年度 第1次補正予算額
I 被災地で活動を続ける緊急消防援助隊及び県内消防機関等への補償	25,634
緊急消防援助隊の出動経費(緊急消防援助隊活動費負担金)	20,120
東京電力福島第一原子力発電所における事故に伴う緊急消防援助隊等の出動経費(原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金)	1,800
被災県内において応援活動を行った消防機関の活動経費(災害発生県内消防応援活動費交付金)	383
消防職団員に対する賞じゅつ金	3,330
II 被災地における消防防災施設・設備の緊急復旧	28,082
消防防災施設災害復旧費補助金	20,779
消防防災設備災害復旧費補助金	7,303
III 緊急消防援助隊設備の災害対応力の緊急増強	8,440
緊急消防援助隊設備の緊急整備(無償使用制度の活用)	8,440
合計	62,156

特集1-4表

平成23年度補正予算(第3号)の概要(平成23年11月21日成立)

(単位:百万円)

事業名	平成23年度 第3次補正予算額
I 1次補正の積増しなど	9,562
消防職団員に対する賞じゅつ金	5,070
消防防災設備災害復旧費補助金	4,266
無償使用制度により整備した消防設備の復旧	48
消防職団員の惨事ストレス対策	19
消防庁の危機管理能力の向上	159
II 消防防災通信基盤の整備・高度化	16,131
消防防災通信基盤の緊急整備	15,181
住民への災害情報伝達手段の多様化	950
III 緊急消防援助隊の機能強化・消防防災体制の充実	7,603
緊急消防援助隊活動拠点施設の整備(無償使用制度による設備整備を含む)	5,608
地域防災の中核を担う消防団員の安全対策の推進	1,995
IV 消防防災技術の調査研究の推進/震災における消防活動等の経験の集積・検証	510
震災・津波を踏まえた調査研究、消防技術研究開発の充実	451
消防機関等の活動記録の集積・調査分析等	60
合計	33,806

特集1-5表

平成24年度東日本大震災復興特別会計当初予算の概要

(単位:百万円)

事業名	平成24年度 東日本大震災復興 特別会計当初予算額
消防防災施設災害復旧費補助金	9,496
消防防災設備災害復旧費補助金	4,820
緊急消防援助隊の設備の充実強化	368
緊急消防援助隊活動拠点施設の整備促進	23
大規模災害等に係る惨事ストレス対策の検討	8
消防防災科学技術研究の推進等	115
合計	14,830

特集1-6表

平成24年度補正予算(第1号)の概要(平成25年2月26日成立)

(単位:百万円)

事業名	平成24年度 第1次補正予算額 (一般会計)
Jアラートによる災害時の情報伝達体制の強化	2,840
消防救急デジタル無線の整備	6,098
消防団を核とした地域総合防災力強化事業	4,000
消防防災施設の整備促進	3,318
緊急消防援助隊の即応体制の強化	1,274
災害応急対応に係る業務継続体制の確立等	997
合計	18,527

特集1-7表

平成25年度東日本大震災復興特別会計当初予算の概要

(単位:百万円)

事業名	平成25年度 東日本大震災復興 特別会計当初予算額
消防防災施設災害復旧費補助金	1,760
消防防災設備災害復旧費補助金	257
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金	39
福島県におけるJアラートによる災害情報伝達の多重化・多様化	200
被災地における消防団の充実強化・安全対策の推進	191
緊急消防援助隊活動費負担金【東日本大震災派遣ヘリ除染】	408
合計	2,855

金、福島県におけるJアラートによる災害情報伝達の多重化・多様化、被災地における消防団の安全確保と復興推進、東日本大震災において派遣され活動した緊急消防援助隊のヘリコプターの除染経費など29億円の予算措置を講じた(特集1-7表)。

なお、平成25年度当初予算(一般会計)においても、東日本大震災の教訓や今後想定される南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模災害の発生に備え、緊急消防援助隊の即応体制の強化のための拠点機能形成車両及び津波・大規模風水害対策車両等の整備、緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線の整備、Jアラートによる災害時の情報伝達体制の強化のための自動起動機等の整備等を図るための予算措置を講じた。

5 原子力災害対応

東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の事故を受けて平成23年度から、緊急消防援助隊として福島第一原子力発電所3号機への放水活動を実施した消防職員の安心や長期的な影響の確認に資するため、長期的な健康管理を実施している。

さらに、政府全体における原子力防災体系の見直しへの適切な対応や、福島原子力発電所事故を踏まえ、消防活動対策マニュアルの見直しの検討を行っている。

6 双葉地方広域市町村圏組合 消防本部に対する支援

双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下「双葉消防本部」という。）は、管轄区域の多くが避難指示区域に指定されているため、当該区域内において災害等が発生した場合は、当該区域外の拠点から出動し消防活動を行うなど、困難な状況での消防活動を余儀なくされている。また、復旧・復興作業が進み、区域の見直しが行われた結果、人が出入りすることができる区域が拡大することにより、出火危険が懸念される区域も拡大した。さらに、双葉消防本部の消防職員が減少したこと等の事情もあって、厳しい対応を迫られる状況となっていた。

このことから、双葉消防本部の要請を受け、平成25年4月から9月までの半年間、福島県内の消防本部を含む全国の22の消防本部が総人員195人（1派遣約12名、2週間程度）の消防職員を「福島支援全国消防派遣隊」として双葉消防本部に派遣して、消防活動等の支援を行ってきた。これに加え、車両の譲受、簡易防火水槽等の設置及び職員の新規採用により、双葉消防本部は、基礎的な消防力を回復する目途が立った。

福島支援全国消防派遣隊は予定どおり9月末にその任務を終えたが、双葉消防本部の管轄区域内の消防活動上の課題を継続的に把握するとともに、双葉消防本部への支援等について必要な検討・調整を行うため、平成25年9月に消防庁、双葉消防本部、福島県、全国消防長会、福島県消防長会で構成する「双葉消防本部支援調整会議」を設置したところであり、今後、双葉消防本部支援調整会議において、双葉消防本部への具体的な支援のあり方等について検討・調整を行っていく予定である。

特集2 緊急消防援助隊の即応体制の強化等

緊急消防援助隊の部隊数、施設の整備数等は、消防組織法第45条第2項の規定に基づく「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）で定められている。

現在の基本計画は、平成21年3月に変更されたものであり、緊急消防援助隊の部隊数を平成25年度までにおおむね4,500隊規模とすることを目標としている。

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害では、東日本大震災以上に厳しい環境下での長期にわたる活動が想定されることから、全国の消防の総力を最大限引き出すための体制の構築が求められる。

消防庁では、東日本大震災の教訓や政府の南海トラフ地震の被害想定などを踏まえ、緊急消防援助隊の活動がより一層円滑に行われるよう、平成25年度中に基本計画を見直し、全国各地での大規模災害・特殊災害の発生等に対応していくこととしている。

1 大規模災害に即応するための機動力の強化

(1) 無償使用制度を活用した車両等の配備

南海トラフ地震、首都直下地震等では、東日本大震災をはるかに上回る被害が発生することが懸念されている。

消防庁では、東日本大震災を教訓として、消防組織法第50条の規定による無償使用制度^{*1}を活用して、このような大規模災害に即応するための車両、ヘリコプター及び資機材の配備を進めている。

ア 長期に及ぶ活動を支援する車両等

南海トラフ地震、首都直下地震等では、緊急消防援助隊は、東日本大震災以上に厳しい環境下で長期にわたり活動することが想定される。

そこで、被災地での長期にわたる消防応援活動を支える拠点機能を形成するため、大型エアータント、発動発電機、冷房機、暖房機、寝具、トイレ、シャワー、浄水器、調理器具、情報通信機器等の資機材を積載した拠点機能形成車両を平成25年度から順次配備する。

また、人員輸送車^{*2}、資機材搬送車^{*3}、燃料補給車^{*4}、支援車I型^{*5}等を平成24年度までに配備した。



大型エアータント



拠点機能形成車両（イメージ）

イ 浸水・がれきに対応する車両等

南海トラフ地震等で発生が懸念されている大規模な津波災害のほか、近年多発している大規模風水害でも、緊急消防援助隊は、広範囲に浸水が続く現場

*1 無償使用制度：緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率的なものについて、大規模・特殊災害時における国の責任を果たすため、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させるもの
*2 人員輸送車：隊員の交替時等に輸送を行うほか、後方に資機材を搬送するスペースを有する。
*3 資機材搬送車：重量物を容易に積み下ろしすることができるようにパワーゲートを装備し、資機材や後方支援物資の搬送を実施
*4 燃料補給車：被災地において活動する消防車両（軽油燃料車）を対象に燃料を補給
*5 支援車I型：ボディが拡幅する機能を有し、トイレ、シャワー、固定式小型厨房等を装備するとともに、各種災害に対応した資機材収納室を有し、最大約20名の乗車が可能

で活動することが想定される。

そこで、浸水現場での救助活動を効果的に行うため、水陸両用バギー、ボート、ドライスーツ、ライフジャケット、胴付長靴、フローティング担架等の救助資機材を積載した津波・大規模風水害対策車両を平成25年度から順次配備する。

また、浸水、がれき、土砂等様々な環境下で効果的に消防応援活動を行うため、全地形対応車*⁶、重機*⁷、大規模震災用高度救助車*⁸等を平成24年度までに配備した。



水陸両用バギー (イメージ)



津波・大規模風水害対策車両 (イメージ)

ウ 機動的に情報収集・伝達を行う車両等

緊急消防援助隊が迅速かつ確実に出動し効果的に活動するためには、被災地の情報をきめ細かく把握することが極めて重要である。

しかし、南海トラフ地震等の大規模災害では、通信設備の損傷のほか、長期にわたる停電、非常用発電機の燃料不足等により、情報の把握が極めて困難になることが想定される。

そこで、機動的に情報を収集し指揮支援本部等に伝達するため、四輪駆動で高い走破性能を有する機動連絡車を平成25年度に配備する。



機動連絡車 (イメージ)

エ ヘリコプター及びヘリサット

東日本大震災のような大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の派遣に係る必要規模や装備、進出場所について、消防庁で判断するために、迅速に被害状況を把握することが重要である。このためにも、ヘリコプターの高速性・機動性を活用した広域的な災害情報収集体制の強化を図ることが必要である。

消防庁では、消防組織法第50条の規定に基づく無償使用制度を活用して、消防庁ヘリコプターの整備を進めている。併せて、人工衛星へ直接映像情報を伝送するヘリサット（ヘリコプター衛星通信システム。特集2-1図）の搭載を進めており、地上の受信設備に頼らず、リアルタイムの映像伝送が可能となる情報伝送体制の整備を進め、大規模災害発生時における緊急消防援助隊派遣の迅速化に取り組んでいる。

平成25年10月1日現在、消防庁ヘリコプター1号機（東京消防庁配備）及び2号機（京都市消防局配備）にヘリサットが搭載され、3号機（埼玉県）、4号機（宮城県）及び5号機（高知県）についても順次搭載を予定している。



ヘリサット搭載状況 (消防庁ヘリコプター2号機)

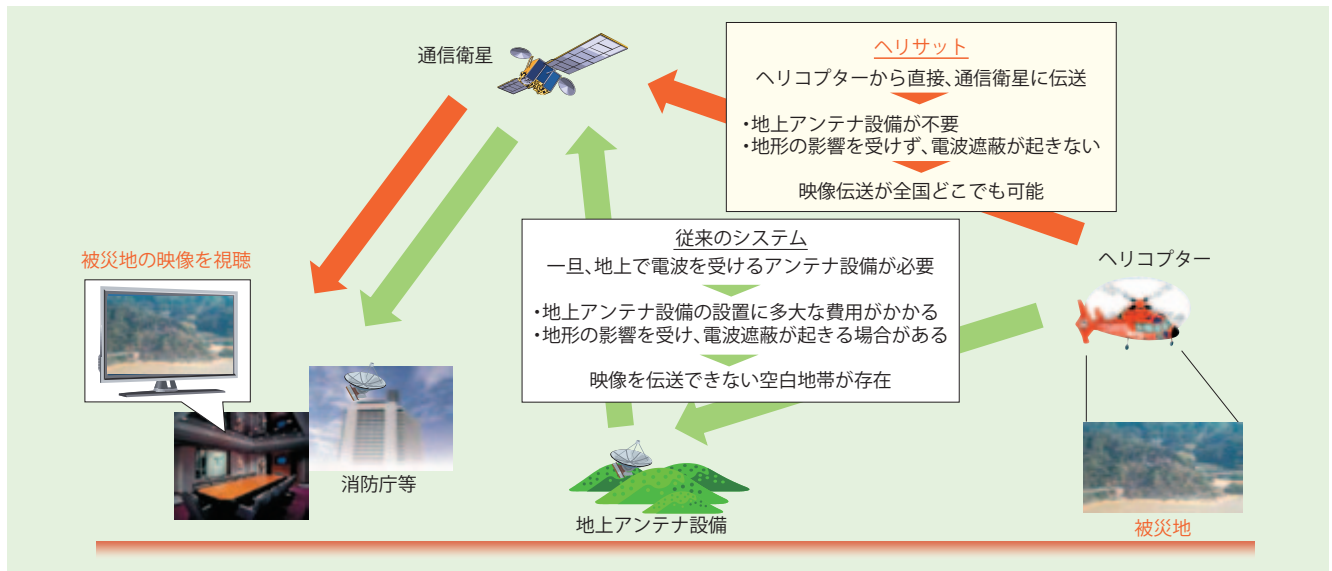
(2) 補助金による車両等の整備促進

今後発生が懸念される東海地震をはじめ、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震への対応や、NBCテロ災害発生等も念頭に、国家的見地から、東日本大震災における大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能強化を更に積極的に推進していくことが必

*6 全地形対応車：浸水、がれき、土砂、雪等あらゆる地形に対応でき、救助活動のほか、人員・物資の搬送等にも活用することができる。

*7 重機：がれき、土砂等の障害物を除去することにより、道路の啓開、救助隊等と連携した効果的な救助活動に活用可能

*8 大規模震災用高度救助車：大規模震災時において、活動が困難な救助現場に対処するため、圧縮空気を動力源とした破壊工作器具や小型・軽量・高性能な救助資機材を積載した走破性の高い四輪駆動タイプの救助活動用の車両



要である。

このため、緊急消防援助隊設備については、総務大臣の定める基本計画に基づいて計画的に増強整備するとともに、より効果的な活動体制を構築するために、消防組織法第49条第2項の想定による法律補助として緊急消防援助隊設備整備費補助金を交付し、補助基準額の2分の1の補助を行っている。

平成25年度予算として、同補助金を前年度と同額の49.0億円計上し、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等の消防用車両、消防防災ヘリコプター、ヘリコプターテレビ電送システム、地震災害時の人命検索・救助活動に威力を発揮する高度探査装置等の高度な救助用資機材、緊急消防援助隊の活動を円滑にするための消防救急デジタル無線等について整備を促進している。

2 エネルギー・産業基盤災害 即応部隊の創設等

南海トラフ地震及び首都直下地震の被害が想定される区域には、コンビナート、石油備蓄基地、化学プラント、火力発電所等のエネルギー・産業基盤が集積している。これらの地震により多数のエネルギー・産業基盤で爆発・火災が発生した場合、周辺地域に危険を及ぼすだけでなく、石油等の不足により災害応急対策及び災害復旧が妨げられ、我が国の国民生活に長期にわたって深刻な影響が生じることが懸念される。石油等のサプライチェーンを維持し

復旧・復興を円滑に進めるためにも、エネルギー・産業基盤の災害を最小限に抑えることが重要であり、そのための消防力を更に強化しなければならない。

そのための方策の一つとして、緊急消防援助隊として登録されている部隊のうち大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、海水利用型消防水利システム、消防艇等を有する隊などから編成する「エネルギー・産業基盤災害即応部隊」（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を創設することとしている。

さらに、災害現場に近付けない大規模災害・特殊災害等に際してITを活用して、リモートで操作できる災害対応ロボット等を導入し、順次高度化を図ることとしている。

3 応援・受援体制の強化

(1) 緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討

東日本大震災では、低温・降雪といった気象事情や広範な地域の被災による物資（食糧等）・燃料の不足、ライフライン途絶等の厳しい環境下で、緊急消防援助隊は長期にわたり応援活動の継続が求められたため、その活動に苦慮した事例が見られた。

そのため、平成24年1月30日の消防審議会答申で、「緊急消防援助隊の長期にわたる活動を支える広域活動拠点を整備することが有効と考えられ、

(中略) 検討を行うことが必要である」とされた。

消防庁では、これを受けて、平成23年度から、緊急消防援助隊の長期にわたる活動を支える広域活動拠点の整備について検討を進めてきた。平成24年度は、「緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会」を開催し、平成23年度の検討の成果を踏まえつつ、緊急消防援助隊の活動は自己完結的であるべきという基本的な認識の基に、既存の資源の活用を含め、緊急消防援助隊の活動を支援するのに必要とさ

れる諸機能の具体的な実現手法等を調査検討した。

同検討会は、平成25年3月に、その成果を「緊急消防援助隊広域活動拠点に関する調査報告書」として取りまとめた。この報告書では、**特集2-2図**に掲げる取組等が提案されている。また、一つのモデルとして、広域活動拠点を中心とした地域資源ネットワークの形成及び各拠点間の関係を示すイメージ (**特集2-3図**) が提案されている。

都道府県及び市町村には、この成果を参考にし

特集2-2図 「緊急消防援助隊広域活動拠点に関する調査報告書」での提案(要旨)

1 緊急消防援助隊の後方支援のあり方

- (1) 大規模災害に対応するため、後方支援用装備の一層の充実を図る。
- (2) 適切な場所で迅速に拠点機能を展開することができる移動型拠点を配備する。
- (3) 緊急消防援助隊の行動に先立つ双方向的な情報収集・伝達体制を確立する。
- (4) 食糧の調達等を都道府県隊として一括して行うなど、都道府県が積極的に関与する。
- (5) 隊員のシフト交替制度を導入し、食糧その他の物資の確保を計画的に実施する。
- (6) 隊員の汚染防止及び除染について、海外の実例も参考にして、更に改善を図る。

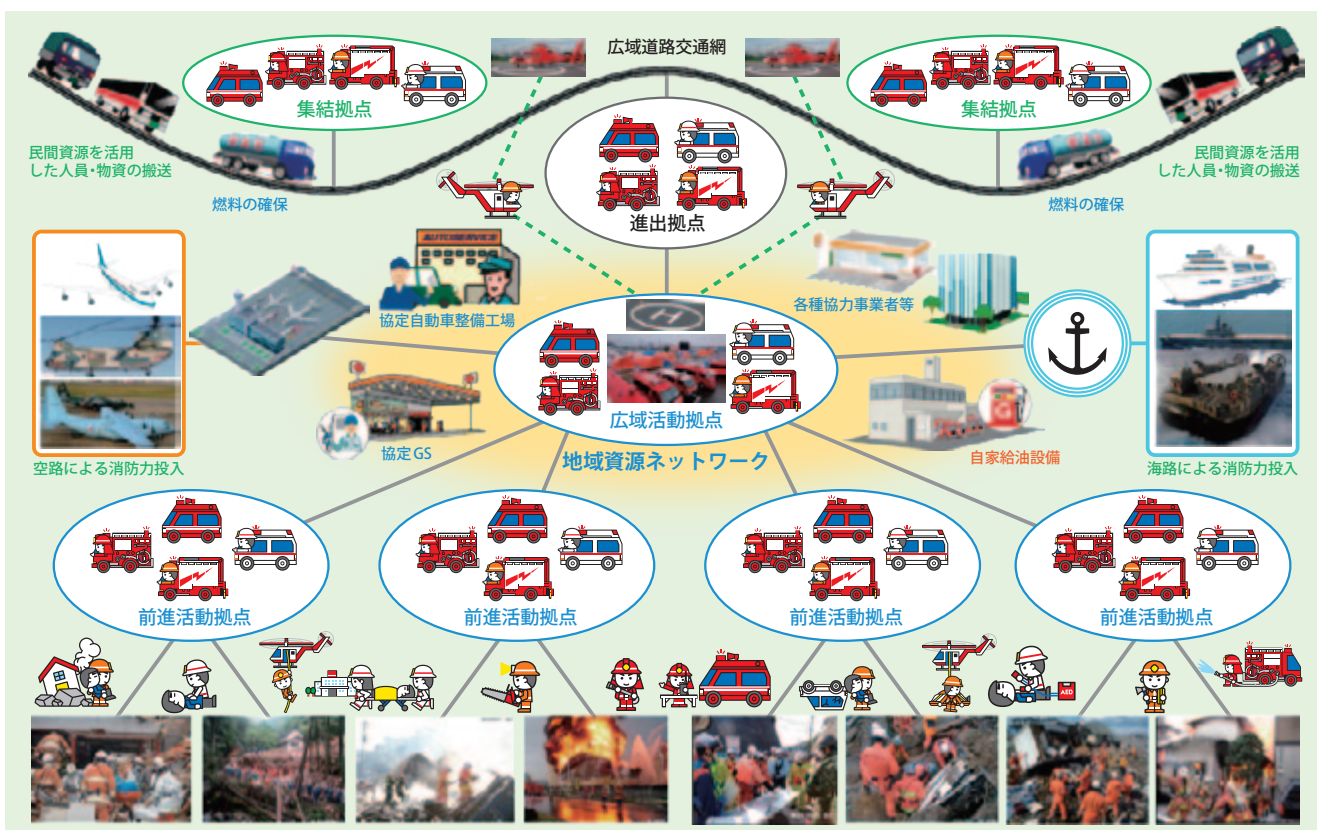
2 地域資源を活用した拠点機能の整備手法

- (1) 拠点となる施設の管理者等と十分に調整しておく。
- (2) 隣接都道府県等の企業等とも協定を締結しておく。
- (3) 全国的なネットワークを持つ企業とも協定を締結しておく。
- (4) 訓練等を通じて、「顔の見える関係」を構築するとともに、協定の有効性を検証し、必要に応じて協定を修正し、又は詳細な事項を取り決めるなど、継続的なフォローを行う。

3 拠点機能の整備促進方策

- (1) 訓練等を通じて、応援側及び受援側の連携を強化する。
- (2) 緊急消防援助隊以外の応援活動をも視野に入れた総合的な受援計画を策定する。
- (3) 消防本部等の公共機関に自家用給油設備を設置し、常時ある程度の燃料を備蓄する。
- (4) 地方公共団体による拠点施設の整備に対する財政的支援を検討する。
- (5) 受援を想定した車両・資機材の配備について、有効な方策を検討する。

特集2-3図 広域活動拠点を中心とした地域資源ネットワークの形成及び各拠点間の関係(イメージ)



て、受援機能を含む消防・防災機能の更なる向上に努めることが期待される。

なお、この提案を踏まえて「緊急消防援助隊の広域活動拠点施設」の整備に対して地方財政措置（防災対策事業債（地方債充当率75%、交付税措置率30%）及び緊急防災・減災事業債（地方債充当率100%、交付税措置率70%））を講じることとした。

(2) 応援・受援計画の見直し等

ア より確実かつ迅速な被災地への到着に向けた応援体制の強化

東日本大震災における活動経験等を踏まえ、広範囲に甚大な被害が発生した場合にも確実かつ迅速に被災地へ到着することができるよう、応援体制の強化を目指し、応援側の都道府県内でいくつかの地域ごとに集結しての出動、車両の機動力に応じた部隊編成を行うこと等について応援等実施計画の作成例を改訂し、より確実かつ迅速な到着に向けて、各都道府県の応援等実施計画を見直すよう周知した。

イ 近隣の自治体（消防本部）が任務を代行する等の受援体制の構築

東日本大震災では、壊滅的な被害を受けた自治体（消防本部）が緊急消防援助隊の受入体制を早期に確立することが困難であった。

このような経験を踏まえ、被災地が壊滅的な被害を受けた場合にも緊急消防援助隊の受入体制を確実にするため、近隣の自治体（消防本部）がその任務を代行する等の受援体制の構築を考慮するよう、受援計画作成例を改訂するとともに、長期間の活動に備えた宿营地の選定や情報共有、平時からの体制整備について、各都道府県の受援計画を見直すよう周知した。

ウ 都道府県災害対策本部への航空運用調整の部署の設置

東日本大震災のような大規模災害発生時には、緊急消防援助隊だけでなく警察、自衛隊、ドクターヘリなどの各救難機関のヘリコプターによる連携活動体制の構築が必要となることから、都道府県災害対策本部に各救難機関のヘリコプターの活動エリアや任務を調整し、迅速な運用を図る部署の設置を行うよう周知した。

エ ヘリベースへの地上支援活動隊の配備

大規模災害発生時には、各救難機関から多くのヘリコプターが航空応援活動の拠点となるヘリベースに集結することとなり、ヘリベースの運用や後方支援を行う人員が必要となる。

そこで、被災都道府県のヘリベースにおいて、気象情報や飛行・離着陸障害情報を提供するなど運航支援を行うとともに、航空部隊のための食糧や燃料などの補給等の後方支援及び運航支援を行う地上支援活動隊の配備を行うよう周知した。

4 情報収集・伝達能力の向上

(1) 緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール

大規模災害等で出動した緊急消防援助隊の部隊位置、動態状況、被害情報等を地図上で視覚的に共有する手段として、緊急消防援助隊動態情報システムを整備し、専用アプリケーションを搭載した可搬型端末機器（タブレット型パソコン）等の通信機器を指揮支援部隊登録消防本部及び各都道府県の代表消防本部に配備している（特集2-4図及び特集2-5図）。

また、被害情報、道路情報、燃料補給可能場所情報等の文字情報を共有する簡易な手段として、支援情報共有ツールを整備し、上記可搬型端末機器のほか、インターネット環境が整っているパソコン等を使用して、情報共有を図っている（特集2-6図）。

これらのシステムは、定期的に全国規模の基本操作訓練を実施するとともに、毎年実施している緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の際に、情報収集・伝達手段として積極的に活用し、実災害時における各部隊の円滑かつ効果的な活動に資するよう、取扱いの習熟を図っている。

(2) ヘリコプター動態管理システム

ヘリコプター動態管理システムは、ヘリコプターの位置情報の把握だけではなく、地上から文字メッセージや目的地をヘリコプターに伝送するシステムである。

大規模災害時に消防庁において出動機体の選定を迅速に行うことができるよう、点検予定などの平時動態及び自管内や広域応援で出動中といった災害時

動態双方の入力が可能となるよう機能拡張を図っている。

平成25年10月1日現在、全国の都道府県、政令市が保有する75機の消防防災ヘリコプターのうち36機に搭載されている。

(3) 無線中継車及び可搬型衛星地球局 (VSAT)

東日本大震災では、固定電話・携帯電話の発信制限や停電による消防救急無線の基地局の機能停止により、消防応援活動調整本部、指揮支援隊、都道府県隊各隊及び派遣元の消防本部間の連絡体制の確保が困難となった。

そこで、大規模災害発生時の通信確保の支援体制を強化するため、消防組織法第50条の規定による無償使用制度を活用し、平成24年度までに、無線中継と映像送受信等が可能な無線中継車21台及び地域衛星通信ネットワーク経由で電話やファクシミリ等を利用することができる可搬型衛星地球局 (VSAT) 40式を配備した。



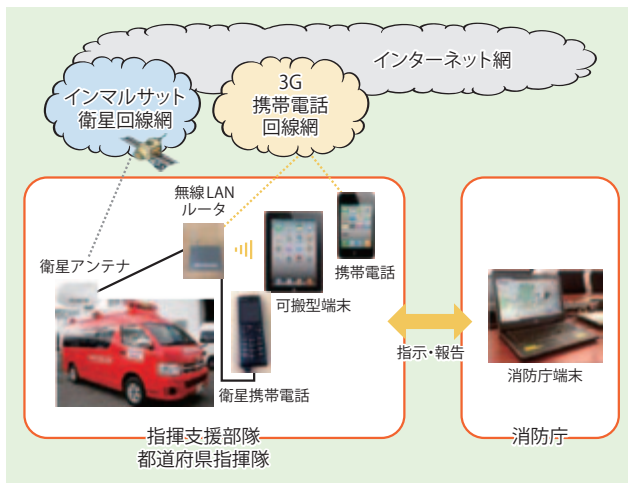
無線中継車



可搬型衛星地球局 (VSAT)

特集2-4図

緊急消防援助隊動態情報システムの概念



特集2-5図

可搬型端末機器の画面表示例



特集2-6図

支援情報共有ツールの画面表示例



特集3 市町村の消防の広域化

1 広域化の推進の概要

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。しかしながら、小規模消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。このことから、消防庁は、平成18年に改正された消防組織法や市町村の消防の広域化に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、平成24年度末を期限として消防の広域化を推進してきた。その結果、消防組織法の改正以降、平成25年7月1日までに27地域において広域化が実現し、例えば、平成25年4月1日には管轄人口が約79万の埼玉西部消防局が誕生した。また、今後、奈良県において、県の地域のうち2市を除く37市町村が広域化する予定であるなど、広域化は一定の進展をみたとところである。

しかし、東日本大震災での教訓や類例を見ない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まり、さらに将来の日本の総人口が減少することが予想されていることを踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった消防の広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となっている。そこで、消防庁は、平成25年4月1日に基本指針を改正し、推進期限を平成30年4月1日まで延長するとともに、都道府県知事が、①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域、又は、②広域化の気運が高い地域に該当すると認める地域を消防広域化重点地域として指定することができる枠組みを設け、国の施策や都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進することとしている。

2 広域化の推進の背景

市町村は、その区域内における消防事務を十分に果たすべき責任を有しているが、小規模な市町村における消防体制は様々な課題を抱えている場合が多い。

消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消防の体制の整備・確立を図ることを目指すものであり、消防庁として、平成6年（1994年）以降継続的な取組を行っているものである。

（1）市町村消防の状況

ア 消防本部の状況

昭和23年（1948年）3月7日に消防組織法が施行されて以来、「市町村消防の原則」が消防制度の根幹として維持されており、消防本部及び消防署の設置が進められた。全国の消防本部数は、平成3年（1991年）に過去最多の936本部まで増加したが、平成6年（1994年）以降は、市町村消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成25年4月1日現在の消防本部数は770本部であり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は36町村である（特集3-1図）。

イ 非常備町村の状況

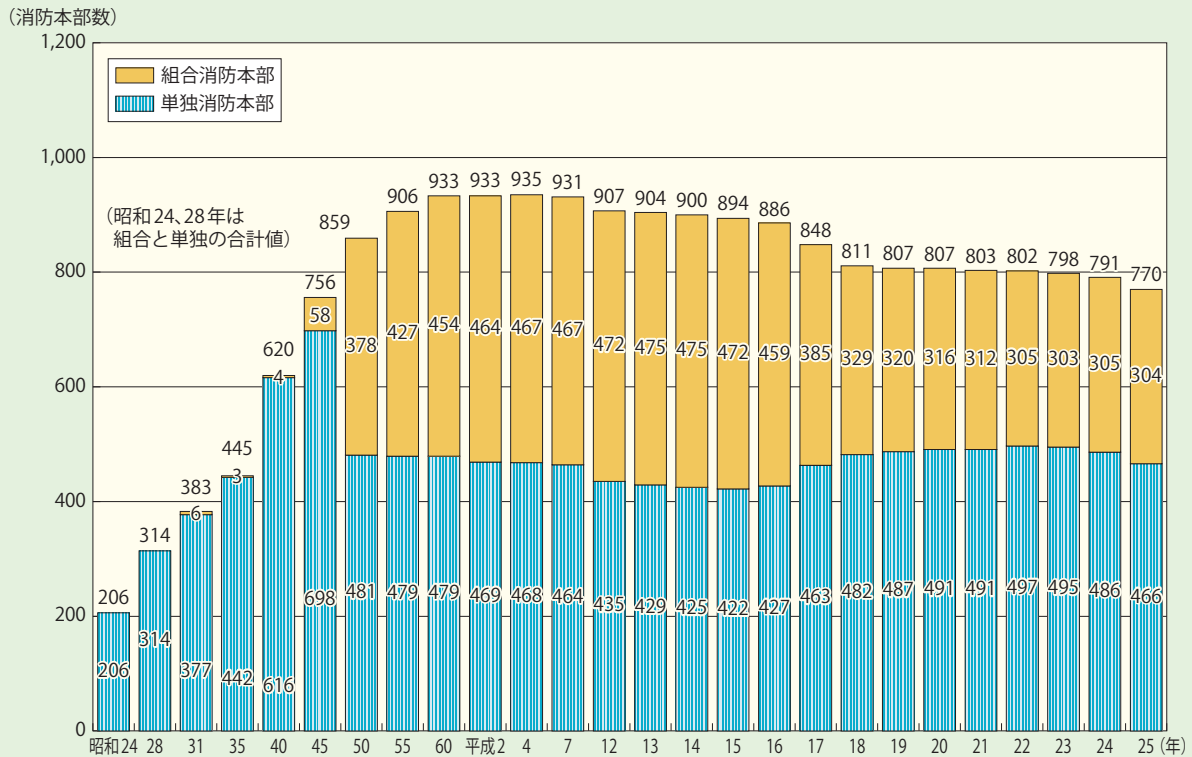
36の非常備町村は10都府県に存在するが、地理的な要因から非常備である地域も多く、36町村中、1都3県の21町村（非常備町村全体の58.3%）が島嶼地域である（特集3-2図）。

ウ 小規模消防本部の課題

全国770消防本部のうち、管轄人口が10万未満の小規模消防本部は462本部あり、全体の60%を占めている。

一般的に、これらの小規模消防本部では、複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等、組織管理や財政運営面における対応に課題があると指摘されている。

(各年4月1日現在の数値)



非常備町村名		非常備町村名	
東京都	○利島村	宮崎県	美郷町
	○新島村		高千穂町
	○神津島村		日之影町
	○御蔵島村		五ヶ瀬町
	○青ヶ島村		○三島村
	○小笠原村	○十島村	
神奈川県	清川村	鹿児島県	○伊江村
奈良県	野迫川村		○渡嘉敷村
和歌山県	太地町		○座間味村
	北山村		○粟国村
大阪府	能勢町		○渡名喜村
徳島県	勝浦町		○南大東村
	上勝町		○北大東村
	佐那河内村		○伊平屋村
香川県	○直島町		○伊是名村
宮崎県	西米良村		○多良間村
	諸塚村		○与那国町
	椎葉村		○竹富町

(備考) ○は、島を示す(21町村)

(2) 広域化の推進の枠組み

ア 平成18年の消防組織法の改正

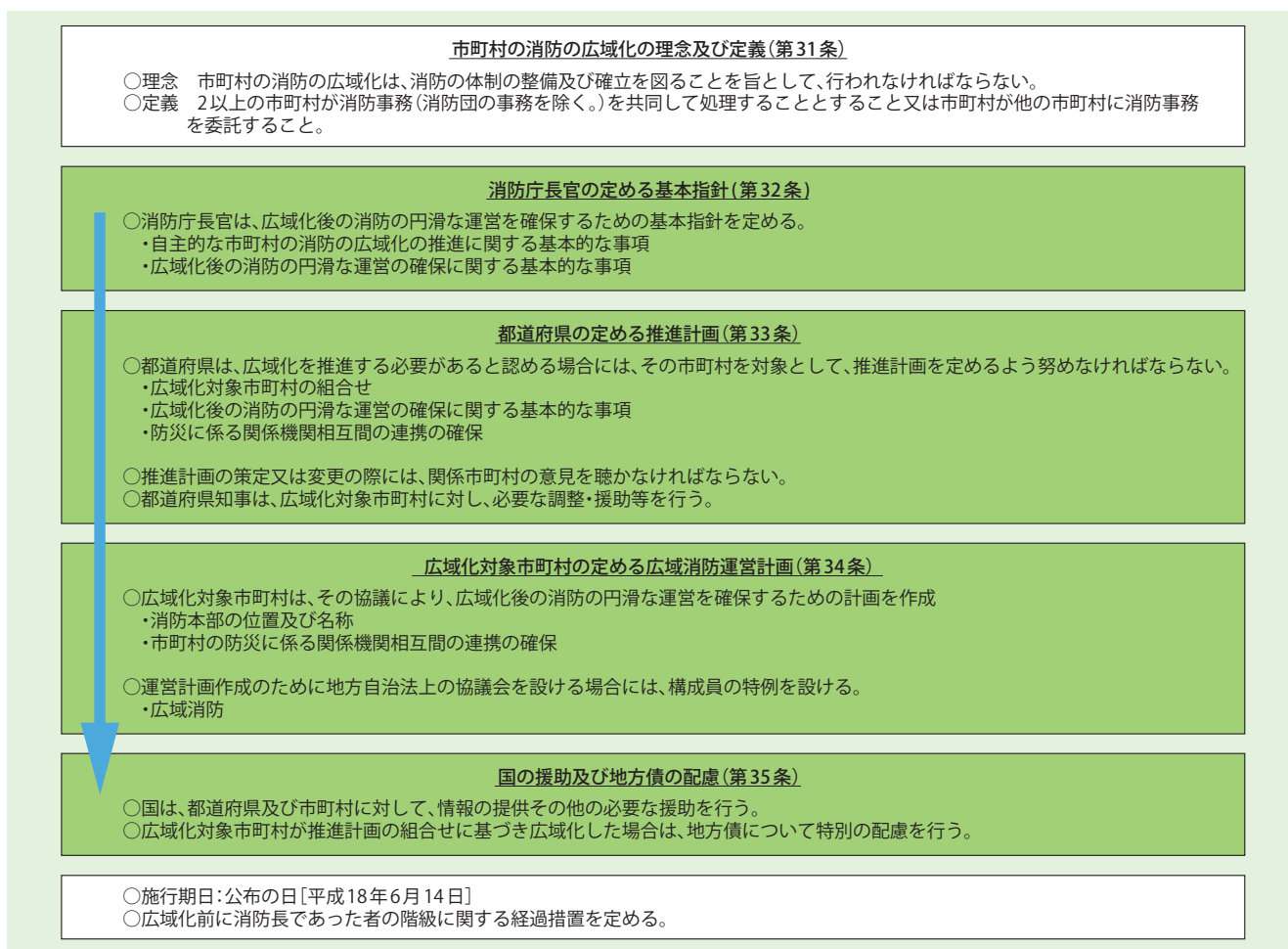
消防庁では、平成6年(1994年)以降、市町村の消防の広域化を積極的に推進してきたが、いまだ小規模消防本部が全体の6割を占める状況にある。また、日本の総人口は、平成17年以降減少傾向に

あり、都市部とその他の地域により差はあるが、一般的に各消防本部の管轄人口も減少すると考えられており、さらに、消防団員の担い手不足の問題も懸念されている。

このような現状を踏まえ、消防の体制の一層の整備・確立を図るため、平成18年に消防組織法の一部改正法が成立し、消防の広域化の理念及び定義、基本指針に関すること、推進計画及び都道府県知事の関与等に関すること、広域消防運営計画に関すること、国の援助等に関すること等が規定された(特集3-3図)。

消防組織法では、市町村の消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下同じ。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」(消防組織法第31条)と定義され、広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない」(同条)こととされている。

広域化の具体的な方法としては、消防事務を共同処理する一部事務組合又は広域連合の設置、既存の組合の構成市町村の増加、消防事務組合以外の事務を処理する組合の事務に消防事務を追加すること及び消防事務を他の市町村に委託することが考えられる。



イ 市町村の消防の広域化に関する基本指針

消防庁では、改正後の消防組織法第32条第1項に基づき、平成18年7月に市町村の消防の広域化に関する基本指針を定めた。この中で、広域化を推進する期間については、平成19年度中には都道府県において推進計画^{*1}を定め、推進計画策定後5年度以内(平成24年度まで)を目途に広域化を実現することとした。

(3) 広域化のメリットと課題

ア 広域化のメリット

一般的には以下の3点のメリットが考えられる。

(ア) 迅速で効果的な出動による住民サービスの向上

広域化により消防本部の規模が大きくなり、消防本部全体が保有する車両等が増えることから、初動時や第2次以降の出動体制が充実するとともに、統一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応

が可能になる。

(イ) 人員配置の効率化による現場体制の充実・高度化

総務部門や通信指令部門の効率化を図り、人員を消火や救急部門に再配置することにより、不足している現場体制の強化が可能になる。また、予防部門や救急部門の担当職員の専任化を進めることにより、質の高い消防サービスの提供が可能になる。

(ウ) 財政・組織面での消防体制の基盤強化

財政規模の拡大による効率化により、小規模消防本部では整備が困難であったはしご自動車、救助工作車及び高機能指令センター等の計画的な整備が可能になる。また、職員数が増加することから、人事ローテーションの設定、職務経験不足の解消、各種研修への職員派遣など、組織管理の観点からも多くのメリットが期待できる(特集3-4図)。

*1 推進計画:平成23年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、都道府県による推進計画の策定は努力義務化された。

イ 広域化に伴う課題

広域化をした消防本部では、職員の身分や給与の段階的な一本化、構成市町村が増加したことに起因する調整業務の増加及び構成市町村の負担金の調整等が、広域化検討時からの課題であるとともに、広域化後もこれらの課題への対応に時間を要している場合がある。

このことから、広域化対象市町村が広域化後に円滑に業務を行っていくためには、広域消防運営計画作成時に各調整事項について十分な協議を行うとともに、構成市町村の了承を得ておく必要がある。

3 関係機関の取組

(1) 消防庁の取組

ア 広域化の検討に対する支援

消防庁では、基本指針の策定と合わせ、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置して広域化を推進しているところであり、消

防広域化推進アドバイザー^{*2}の派遣や、消防広域化セミナーの開催等を行っている。

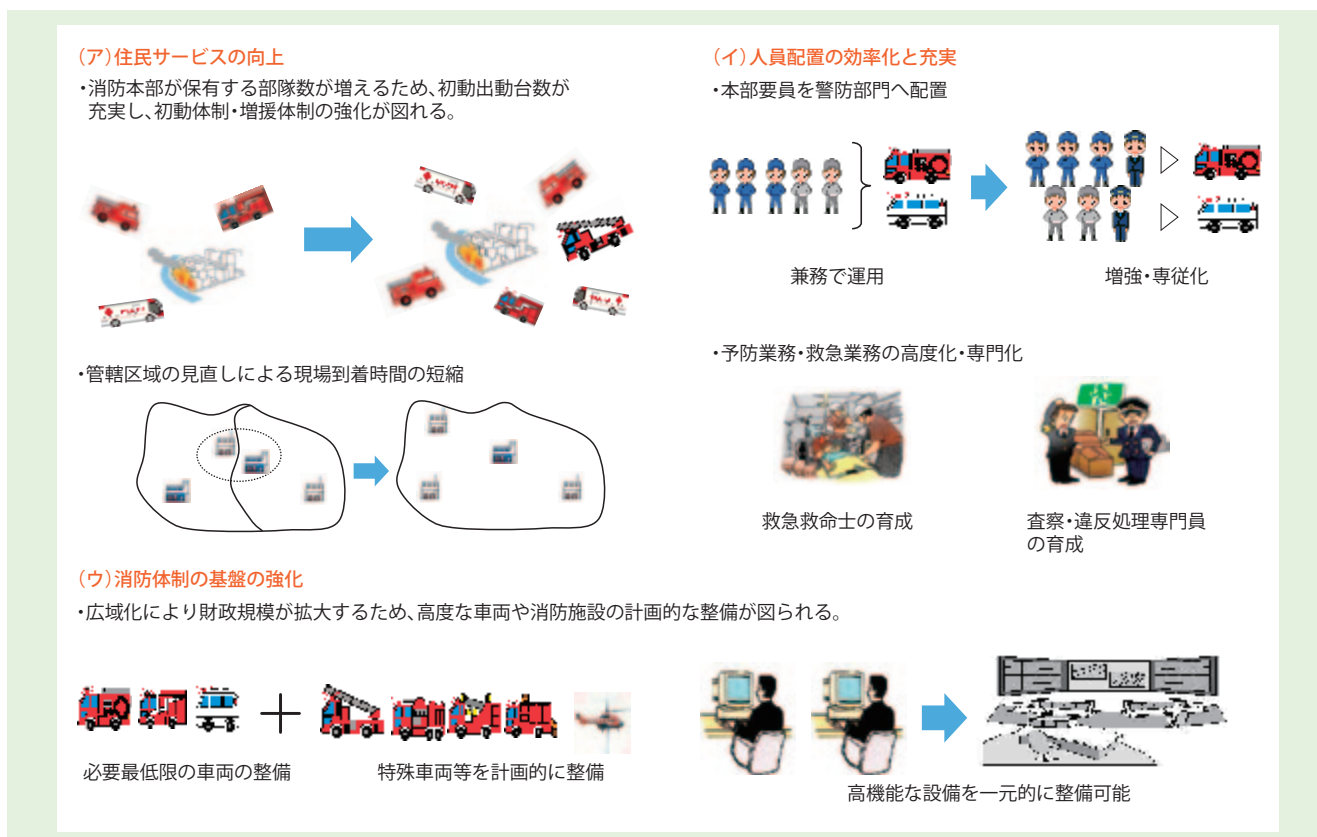
平成21年度には、広域化の取組の円滑化や推進策の検討を行うとともに、広域化後の消防防災体制において想定される課題の抽出と対応策の検討を行うため、「消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会」を開催し、報告書を取りまとめた。

イ 財政支援

市町村の消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、その運営に支障の生じることがないように、必要な財政措置を講じている。

そのうち、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築及び再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築、国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防の広域化に伴い整備するもの、並びに広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備について、事業費の100%に緊急防災・減災事業債を充当

特集3-4図 広域化のメリット



*2 消防広域化推進アドバイザー：既に広域化を実現した消防本部の職員や、現在広域化に向けた検討を行っている協議会の職員など、広域化の推進に必要な知識・経験を持つ者の中から、消防庁が選定し登録する。都道府県等の要望に応じて派遣され支援活動を行う。

し、元利償還金の70%に相当する額を、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入することとしている（特集3－5図）。

(2) 都道府県の取組

ア 推進計画の概要

基本指針では、都道府県は、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関して、推進計画を定めるよう努めなくてはならないこととされており、平成25年4月現在、45の都道府県で推進計画が策定されている。

イ 都道府県の支援策

都道府県によっては、独自の広域化支援方策を講じている例があり、財政支援としては、広域化協議会運営費や広域化に伴う施設整備を対象とした補助制度の創設等が、その他の支援策として、協議会事

務局への県職員の派遣や協議会事務局スペースの貸与等が行われている。

(3) 市町村の取組

都道府県の推進計画に定められた広域化対象市町村は、消防の広域化を行う際には、協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成することとされている（消防組合法第34条第1項）。

広域化に向けた検討を行っている多くの市町村は、市町村部局、消防本部、構成議会議員等から構成される協議会等の検討組織を設置し、①広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、②消防本部の位置及び名称、③市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項のほか、④構成市町村の負担金割合方式、職員の任用方式や給与の統一方法等、広域消防運営計画や組合規約等の作成に必要な事項を中心に協議を重ねている。

特集3－5図 消防の広域化に対する財政措置(平成25年度)

市町村分

- 1 消防広域化準備経費(拡充)
消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。
 - 2 消防広域化臨時経費(継続)
消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。
① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
② 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④ その他広域化に伴い臨時的に必要となる経費
 - 3 消防署所等の整備
 - 緊急防災・減災事業(拡充)
 - (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築(再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)を支援する。
 - (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。
 - 一般事業(継続)
消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。▶ 一般単独事業債 充当率90%(通常75%)
 - 4 消防指令センター(指令装置等)の整備(拡充)
国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで、複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。
 - 5 消防車両等の整備(拡充)
広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備を支援する。
 - 6 国庫補助金の配分について(継続)
消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。
- ※3～5の拡充分については、すでに広域化を行った市町村も対象

【緊急防災・減災事業債】
充当率100%
交付税算入率 元利償還金の70%

【緊急防災・減災事業債】
充当率100%
交付税算入率 元利償還金の70%

都道府県分

- 1 消防広域化推進経費(拡充)
消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。
- 2 広域対象市町村に対する支援に要する経費(新設)
広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

※平成26年度以降の措置については、消防広域化重点地域に対するものに重点化するとともに、必要に応じて見直す予定

4 広域化の進捗状況

(1) これまでの広域化実績

平成18年の消防組織法の一部改正以降、平成25年7月1日までに、27の地域で広域化が実現し、平成18年4月に811あった消防本部数は767となった。このうち、例えば、平成25年4月1日には管轄人口が約79万の埼玉西部消防局が誕生した(特集3-6図)。

(2) 今後の広域化見込み

今後、13の地域において広域化が実現することが見込まれている。このうち、例えば、奈良県において、県内市町村のうち2市を除く37市町村で構成される大規模な消防本部が誕生する見込みである(特集3-7図)。

5 基本指針の改正等

(1) 消防審議会の中間答申

基本指針に定める広域化の推進期限(平成24年度)を踏まえ、消防庁長官の諮問機関である消防審議会に対し、平成24年3月16日、「消防の広域的な対応のあり方について」諮問を行い、消防審議会において、これまでの広域化の評価、基本指針に定める期限後の継続の必要性、今後の推進方策等を中心に審議が行われ、平成24年9月7日に中間答申がなされた。

中間答申では、消防組織法及び基本指針に規定する広域化について、これまでの評価を行った上で、取組の継続の意義を認めつつも、これまで30万としていた管轄人口規模目標を柔軟化することや、これまで地域の別なく進めていた広域化を、今後は特に優先的に広域化に取り組む地域を重点化して進めること等、従来の広域化に関する基本認識を見直した上で、5年程度の期限の延長が提言された。

特集3-6図

平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績(平成25年7月1日現在)

27ブロックが広域化し、そのうち4町村が非常備を解消。

<平成21年度中>

- 【北海道】 富良野広域連合消防本部 (2消防本部が広域連合方式にて広域化)
- 【広島】 東広島市消防局 (竹原広域消防本部を受託)
- 【福岡】 久留米広域消防本部 (既存の一部事務組合に消防事務を追加し2消防本部が広域化)

<平成22年度中>

- 【東京】 東京消防庁 (東久留米市消防本部を受託)

<平成23年度中>

- 【富山】 砺波地域消防組合消防本部 (2消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【兵庫】 北はりま消防本部 (3消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【奈良】 五條市消防本部 (非常備であった十津川村の消防事務を受託)
- 【山形】 山形市消防本部 (非常備であった山辺町と中山町の消防事務を受託)

<平成24年度中>

- 【北海道】 砂川地区広域消防組合消防本部 (砂川地区広域消防組合の構成団体に上砂川町が加わり広域化)
- 【山形】 置賜広域行政事務組合消防本部 (既存組合に消防事務を追加し4本部(米沢市,南陽市,高島町,川西町)が広域化)
- 【茨城】 ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 (既存組合に消防事務を追加し2本部(ひたちなか市,東海村)が広域化)
- 【山口】 宇部・山陽小野田消防局 (2消防本部(宇部市,山陽小野田市)が一部事務組合方式で広域化)
- 【滋賀】 東近江行政組合消防本部 (東近江行政組合(消防業務)の構成団体に愛荘町,東近江市の一部が加わり広域化)
- 【富山】 新川地域消防本部 (3消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【青森】 青森地域広域消防事務組合消防本部 (青森地域広域消防事務組合の構成団体に、平内町が加わり広域化)
- 【神奈川】 小田原市消防本部 (足柄消防組合消防本部の6構成市町の消防事務を受託)
- 【富山】 富山東部消防組合消防本部 (3消防本部と非常備であった舟橋村が一部事務組合方式により広域化)
- 【静岡】 志太広域事務組合志太消防本部 (既存組合に消防事務を追加し2本部(焼津市,藤枝市)が広域化)

<平成25年度中>

- 【埼玉】 埼玉東部消防組合消防局 (5消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【埼玉】 埼玉西部消防局 (4消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【静岡】 下田消防本部 (下田地区消防組合に西伊豆広域消防本部の構成2町加わり広域化)
- 【大阪】 泉州南広域消防本部 (4消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【兵庫】 西はりま消防本部 (4消防本部が一部事務組合方式で広域化)
- 【兵庫】 南但消防本部 (既存組合に消防事務を追加し2本部(朝来市,養父市)が広域化)
- 【佐賀】 佐賀広域消防局 (既存の広域連合に神埼地区消防事務組合の構成3市町が加わり広域化)
- 【鹿児島】 指宿南九州消防組合消防本部 (既存の組合に南九州市が加わり広域化)
- 【青森県】 弘前地区消防事務組合消防本部 (4消防本部が一部事務組合方式で広域化)

(2) 基本指針の改正概要

消防審議会の中間答申を踏まえ、平成25年4月1日に概要以下のとおり基本指針を改正した（特集3-8図）。

ア 市町村の消防の広域化の規模

改正前の基本指針では、管轄人口30万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとされていた。しかし、地域の実情により広域化のメリットや必要性等は異なるものと考えられることから、今後、広域化を通じた消防防災体制の強化を図るためには、管轄人口30万以上という規模目標には必ずしもとられず、地域の事情を十分に考慮する必要があるとした。

イ 消防広域化重点地域の創設

国の施策や各都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するために、消防広域化重点地域の枠組みを設けた。消防広域化重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して都道府県知事がその判断により行うものであり、次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを消防広域化重点地域として指定することができるとした。

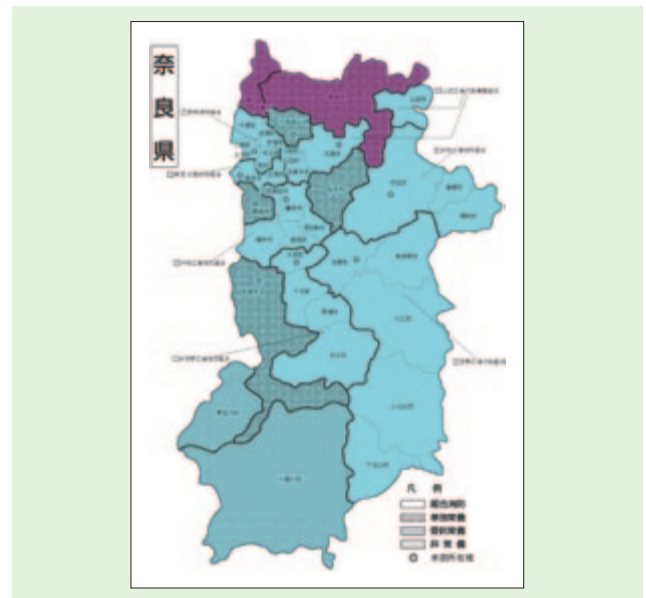
- ・ 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

- ・ 広域化の気運が高い地域

(3) 消防吏員の階級の基準の一部改正

消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）第2条第2号において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（指定都市の加入する組合を含む。）の消防長は消防司監の階級を用いることができるとしていたが、広域化により指定都市と同等以上の規模を備える消防本部が新設されることから、平成25年4月1日に消防吏員の階級の基準を改正し、管轄人口70万以上の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）の消防長についても消防司監の階級を用いることができることとした。

特集3-7図 奈良県における広域化の状況



特集3-8図 市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正のポイント

- 広域化を実現した消防本部においては、住民サービスの向上等の成果が現れており、**広域化は消防防災体制の強化のためには有効な手法**
- また、平成24年度の期限後も小規模消防本部が多数存在することに加え、東日本大震災の教訓等を踏まえると、**広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要**
- ただし、平成24年度末までの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗は地域の実情によって左右される面があるものと考えられることから、**今後は、地域の実情を尊重することを基本として、以下のとおりの見直しを行う。**

項目	改正後の基本指針	改正前の基本指針
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、30万の規模目標には必ずしもとられず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。	おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	(消防広域化重点地域) 広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。 ①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②広域化の気運が高い地域	(広域化対象市町村) 都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村
広域化の実現の期限	平成30年4月1日(5年程度延長)	平成24年度末

消防指令業務の共同運用について

「消防指令業務の共同運用」（以下、「指令の共同運用」という。）とは、複数の消防本部における消防指令業務（通報受付業務や部隊運用管理等）を1か所の消防指令センターにおいて共同で運用するもので、消防庁においても指令の共同運用の有効性を認めてその推進を図っている。指令の共同運用のメリットや課題、実施状況等は以下のとおりである（特集3-9図）。

ア メリットと課題

指令の共同運用のメリットとしては、〔1〕情報の一元化による迅速な相互応援体制が可能になること、〔2〕高機能な消防通信指令システムの整備が図りやすいこと、〔3〕指令業務配置職員の効率配置により現場配置職員の充実を図れること、〔4〕施設整備費や維持管理費を効率化できることなどが挙げられる。

加えて、〔1〕指令センターの更新時期が近い消防本部間で財政面のメリットが大きいこと、〔2〕消防・救急無線のデジタル化の枠組みを活用できる可能性があること、〔3〕指令の共同運用は消防事務の一部の共同処理

であり広域化と比較すると組織間における調整事項が少ないこと等の利点があるため、消防本部の検討が進んでいるものと考えられる。

一方、課題としては、〔1〕小規模の共同運用では指令業務配置職員の効率配置による効果がでないこと、〔2〕各消防本部の部隊運用方式が異なるためこれを補完する工夫が必要になること、〔3〕各消防本部で異なる勤務体制を統一する必要があること、〔4〕職員の通勤距離が増すことなどが指摘されている。

イ 実施状況と今後の実施見込み

指令の共同運用に関する全国の検討状況を見ると、指令の共同運用の検討地域は、広域化対象市町村の組合せ（ブロック）とは異なる場合が多くなっている。

指令の共同運用は、平成25年10月1日現在、既に22地域（87消防本部）で実施中であるが、さらに24地域（111消防本部）で運用開始時期を明示して検討中であり、これらの地域においても、中長期的には広域化をする可能性があると考えられる。

消防指令業務の共同運用

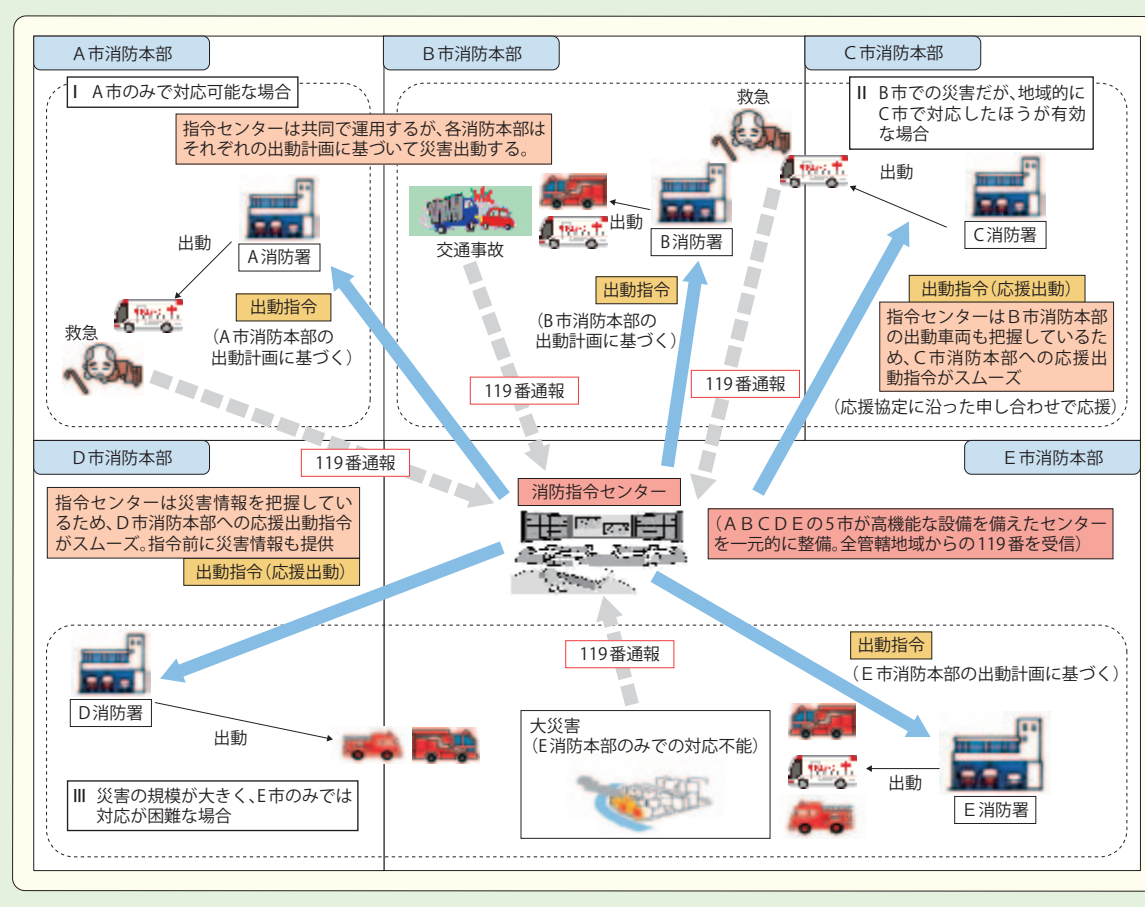
- 消防指令業務の共同運用とは
複数の消防本部における消防指令業務等を、一か所の消防指令センターにおいて共同で運用するもの
- 背景
消防指令業務は、消防本部が単独で整備し運用することが原則とされてきたところであるが、近年、より高度な消防サービスに対する

ニーズを踏まえ、消防指令業務の共同運用が検討され、導入が進められている。

※消防指令業務

消防指令センター等において、24時間体制で119番通報を受信し、通話内容等から災害発生地点や災害種別を決定、出動部隊を編成し、消防隊・救急隊等への出動指令、現場活動の支援等を実施する業務

特集3-9図 消防指令業務の共同運用のイメージ



特集4 消防団の充実・強化

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、消防・防災活動を行っており、地域の安全確保のために果たす役割は極めて大きいものであるが、消防団員数は年々減少をしていることから、それに歯止めをかけるため、様々な施策を実施しているところである。

また、消防団員は、東日本大震災において、消防・救急・救助活動はもとより、水門閉鎖や住民の避難誘導・避難所の運営支援など、それぞれの役割に応じて実に様々な活動に献身的に取り組み、高い評価を受けている一方で、消防団員自体に多大な人的被害が生じたことや消防団詰所や装備等が多大な被害を受けた中での活動等の課題も明らかになったことを踏まえ、消防団員の確保や装備・教育訓練等の充実等に取り組んでいるところである。

等の大規模災害がたびたび発生し、多くの消防団員が出動している。消防団員は、災害防ぎょ活動や住民の避難支援、被災者の救出・救助などの活動を行い、大きな成果を上げており、地域住民からも高い期待が寄せられている。

また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生が懸念されており、消防団を中核とした地域の総合的な防災力の向上が求められている。さらに、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」においては、消防団は避難住民の誘導などの役割を担うこととされている。

このように、消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割はますます大きくなっているが、全国の多くの消防団では、社会環境の変化を受けて様々な課題を抱えている。

1 消防団入団の促進

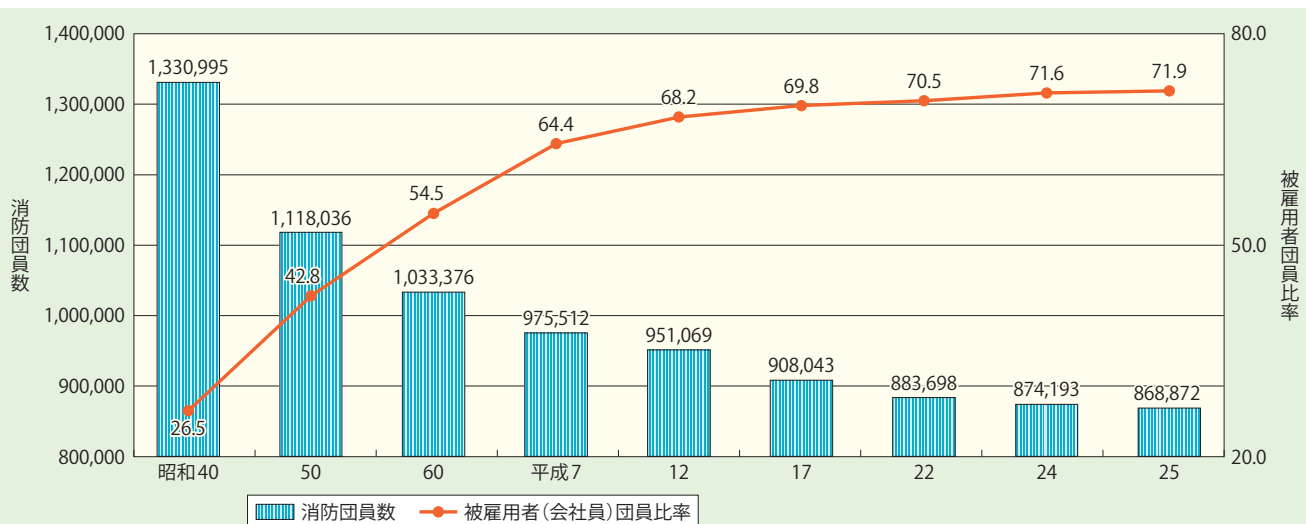
(1) 消防団の現状と課題

東日本大震災をはじめ、全国各地で地震や風水害

ア 消防団員数の減少

消防団員数は年々減少しており、平成25年4月1日現在、10年前の平成15年4月1日現在の928,432人に比べ59,560人、6.4%減少し、868,872人となっていることから、消防団員の減少に歯止めをかけ、

特集4-1図 消防団員の被雇用者化の推移



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

増加させる必要がある（特集4-1図）。

イ 消防団員の被雇用者化

消防団員に占める被雇用者団員の割合は、平成25年4月1日現在、10年前の平成15年4月1日現在の69.0%に比べ2.9ポイント増加し、71.9%となっており、団員の被雇用者の割合が高い水準で推移していることから、事業所の消防団活動への協力と理解を求めていく必要がある（特集4-1図）。

ウ 消防団員の平均年齢の上昇

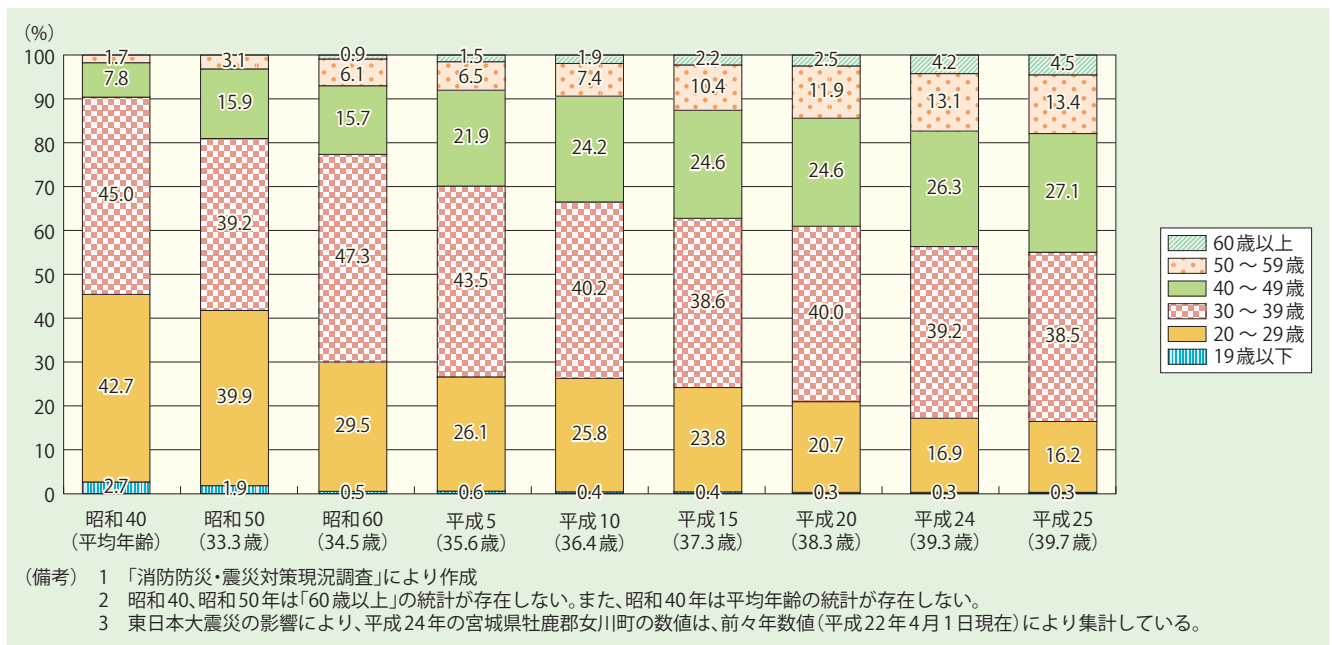
消防団員の平均年齢は、平成25年4月1日現在、

10年前の平成15年4月1日現在の37.3歳に比べ2.4歳上昇し、39.7歳となっており、毎年少しずつではあるが、団員の平均年齢の上昇が進んでいることから、若者の入団促進を図っていく必要がある（特集4-2図）。

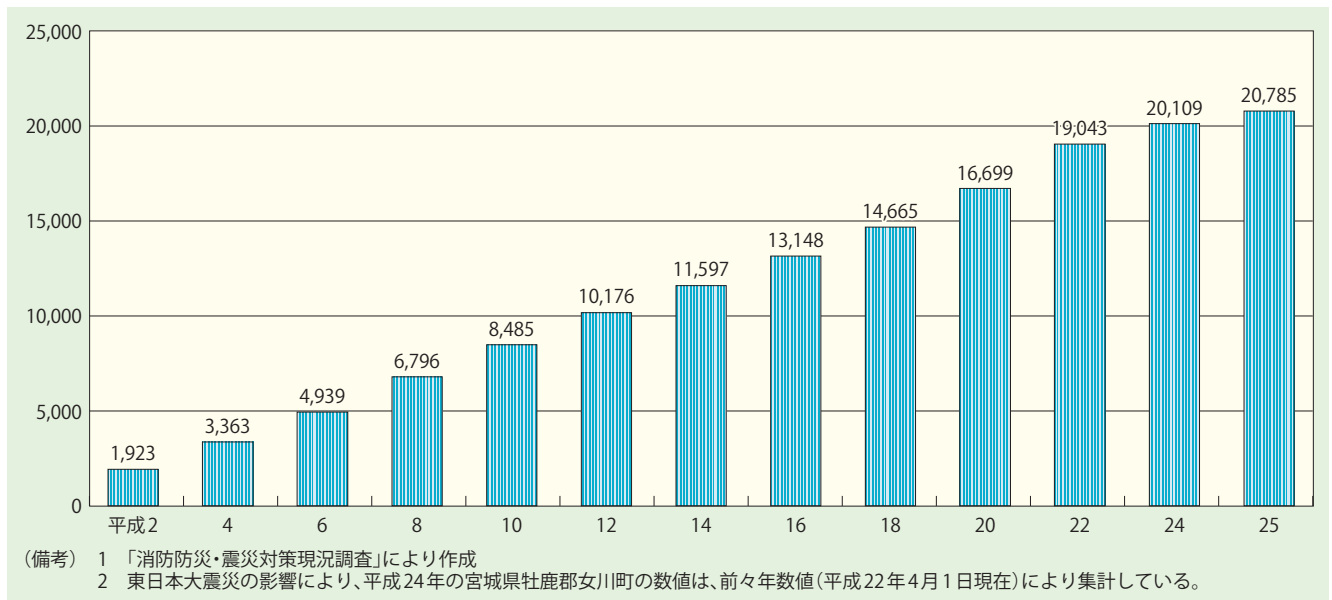
エ 女性の採用

女性消防団員数は、平成25年4月1日現在、10年前の平成15年4月1日現在の12,440人に比べ8,345人、67.1%増えて、20,785人となっており、団員総数が減少する中、その数は年々増加している（特集4-3図）。

特集4-2図 消防団員の年齢構成比率の推移



特集4-3図 女性消防団員数の推移



しかしながら、女性消防団員がいる消防団は全消防団の59.4%にとどまっている。近年、火災予防の啓発や応急手当指導等の女性消防団員の役割は益々高まってきており、女性消防団員がいない消防団では今後積極的な入団に向けた取組が必要である。

(2) 消防団充実強化・活性化のための消防庁の取組

消防庁では、平成15年12月の消防審議会答申を踏まえ、消防団員数を全国で100万人以上（うち女性消防団員数10万人以上）確保することを目標としており、消防団員確保の全国的な運動を展開してきたが、平成25年4月1日現在、消防団員数は87万人を割るという厳しい状況となっている。このため、消防庁長官通知等により、地域住民の方々の生命・身体・財産を守る防災の重要性の認識、消防団員確保、地域の防災力の向上を優先課題として取り組んでいただくよう要請を行っている。

また、消防団が抱える様々な課題を解消し、消防団の充実強化・活性化を推進するため、以下のような施策を実施している。

ア 最近の取り組み

減少を続ける消防団員の確保を喫緊の課題として、東日本大震災以降、これまで以上に重点をおいて、消防団入団促進に取り組んでいる。

(ア) 経済団体等へ消防団活動への協力を依頼

平成25年2月、消防庁長官から、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人日本青年会議所及び全国農業協同組合中央会に対し、消防団活動への参画と協力について、書簡により依頼した。



女性消防団員による防火啓発活動（奈良市消防団提供）

特集4-1表 消防団員入団促進に関する先進事例の紹介

概 要	
1	<p><学生消防団> 千葉県千葉市では、市内の淑徳大学の防災ボランティア組織のメンバーからなる学生消防団（団員11名うち女性3名）を千葉市消防団第3分団5部として、大学キャンパス内に発足させた。同部の活動範囲は、大学構内だけではなく、地域を守る消防団として消火活動、広報活動、救急救護活動等に当たっている。</p>
2	<p><機能別消防団> 佐賀県嬉野市では、非常時のみ出勤する支援団員（機能別消防団員）制を創設し、日中の火災出動可能な地元で就労するOB団員等を中心に採用し、実働団員数の確保並びに消火力強化を図っている（平成25年4月現在62名）。</p>
3	<p><町会への働きかけ> 東京都品川区荏原地区では、消防団長等が地域の町会長等を訪ね、町会ごとに1名ずつ消防団に入団してもらうよう働きかけた結果、多数の町会から入団し大幅な増員となった。団員として活動する期間は原則として2年であるが、2年間の任期終了後も継続して活動したいという意見が多数上がっている。</p>
4	<p><消防団OB> 千葉県浦安市では、消防団員としての十分な経験のある40歳代のOB113名を対象に説明会を開催したところ、58名が入団し、大幅な増員を実現させた。</p>
5	<p><機能別消防団> 和歌山県和歌山市では、大災害時に災害救護活動や訓練指導補助をするOB団員と、音楽演奏を通じて防火防災の啓発や大規模災害時に救護活動の後方支援活動をする防火広報団員として、特定分野の活動に従事する機能別消防団員制度を導入した。対象は、知識や経験が豊富な元消防職団員（70歳以下の元消防職員、75歳以下の元消防団員）、市内各地区から1名ずつ計42人と高度な音楽演奏技術を持つ防火広報団員（50歳以下）、一般公募で26名が入団し、大幅な増員を実現させた。</p>
6	<p><入団年齢制限の撤廃> 千葉県市原市では、消防団条例を改正し、消防団員の年齢上限（45歳）を撤廃したため、45歳以上の入団者が増え、結果として団員総数の増加に結びついた。</p>

概 要	
7	<p><中学生に対する「防災スクール」の実施> 神奈川県横浜市神奈川消防団では、中学生が消防団の実施する防災指導を体験する「防災スクール」を実施している。中学生に防火・防災の知識習得と同時に、地域防災に寄与する消防団活動を直に見つめる機会をつくり、将来の消防団員への入団促進へ繋げるものである。取り組みが7年に及んだことで、毎年「防災スクール」を行う公立中学校では、既に主要な行事となり、長期的な消防団員募集活動だけでなく、地域の防災力向上と消防団活動への理解促進にも役立っている。</p>
8	<p><高校生を対象とした消防団1日体験入団プログラムの実施> 京都府京都市では、若年層に対して消防団活動を体験できる機会を設け、その体験を通じて消防団に対する認識を深め、消防団との距離を縮め、近い将来、地域の防火防災活動に参加しようとする際、躊躇することなく消防団に入団できる環境を整えるため、平成23年から消防団1日体験入団プログラムを実施している。プログラムは、消防団活動の基礎的知識・技術を習得するものと、実際に活動を体験するものの2つのカリキュラムからなり、プログラム終了時には、修了証を交付している。</p>
9	<p><歴史的・伝統的技術を継承> 福岡県福岡市内の消防団では、消防はしご乗り会、消防木遣り会、消防まとい会において、日頃から消防はしご乗り等の伝統技術の研鑽を図っており、その成果を出初め式や各種イベントで披露している。 <消防団員が保存会と密接に関わって伝統技術を継承> 石川県金沢市消防団では、加賀駕梯子登り（石川県無形民俗文化財）の演技とその気風を保存し、後継者の育成に努めるため、消防団活動及び保存会活動を行っている。 <保存会が伝統的技術を継承> 東京都の一般社団法人江戸消防記念会では、町火消以来、永い歴史と伝統により連綿と受け継がれてきた纏・伴纏、火消用具等の保存、木遣りや梯子乗り等の技術伝承の活動を行っている（江戸の鳶木遣、江戸火消しの梯子乗りは、東京都指定無形文化財）。</p>
10	<p><消防団活動功労者を地域で表彰> 山形県消防協会では、本年「郷土を護る消防団員・消防職員表彰」制度を創設し、県内の消防団員2万6千人及び消防職員1,500人の中から4人を厳選（うち消防団員は3人）、表彰した。配偶者同伴の表彰式の様子が新聞に掲載されることなどにより、消防団員の自信と誇りの鼓舞に寄与している。</p>

(イ) 消防庁長官通知による消防団員入団促進の依頼

平成25年6月28日、消防庁長官から「消防団の充実強化について（依頼）」を全国の都道府県へ通知し、入団促進策の検討方法、公務員の消防団への入団促進、地域住民が参加しやすい活動環境づくりなどについて依頼するとともに、全国で行われている先進的な消防団入団促進の取組事例を紹介した（特集4-1表）。

(ウ) 総務大臣書簡による消防団入団の依頼

平成25年11月8日、総務大臣から全ての地方公共団体の長あてに、消防団入団促進に関する書簡を送付し、消防団協力事業所表示制度の活用、

機能別消防団の導入などについて働きかけを行うとともに、特に、地域に密着している地方公務員について、先進事例を紹介しつつ入団促進を依頼した（特集4-4図）。

イ これまでの検討会

消防団の充実強化・活性化を推進するため、これまでも各種検討会を開催し、提言を取りまとめ、施策に反映してきている。最近における主な検討会の概要は特集4-2表のとおりである。

ウ 各種施策の実施

消防団活動への参加促進や消防団の活動環境の整

特集4-4図

総務大臣書簡

拝啓
貴職におかれましては、地域住民の安心・安全確保のため、日々御尽力されていることに心より感謝申し上げます。

さて、東日本大震災を契機として、国民の防災意識はかつてないほど高まっており、国民の生命、身体及び財産を守るため、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等大規模地震や記録的豪雨、台風による被害などに備えた消防防災体制の強化を着実に進める必要があります。

このような中、大規模災害時などにおいて、消火や救助活動、住民の避難誘導等を考慮しますと、「要員動力力、即時対応力、地域密着性」を有する消防団の役割は極めて大きく、日頃から地域コミュニティの維持及び振興にも大きな役割を果たしている消防団員の確保について、地方公共団体には、より一層の取組みが求められています。

消防団員の確保にあたっては、これまでも、事業所への働きかけ、女性や大学生の入団促進など、幅広い層への働きかけをされてきているところですが、残念ながら消防団員の減少に歯止めがかかりません。既に消防団協力事業所表示制度の活用や、郵便局職員で構成される分団、大規模災害時のみに出動を限定した団員、消防職団員OBによる団員をはじめとした機能別団員・分団制度の導入など、入団しやすい環境づくりに取り組んでいただいているところではありますが、より一層の御尽力をお願いいたします。

また、現在、既に全国で六万人を超える地方公務員が消防団員として活躍しているところですが、地域防災力の更なる向上を図るために、地方公共団体において、職員の方々にこれまで以上に率先して、消防団へ参加していただきたいと考えております。

地方公務員の消防団入団促進の取組みとしては、新

規採用職員が研修の一貫として、年限を区切って入団している例があり、地域住民と深いつながりができ、社会人としての規律が学べ、消防団組織が活性化するなど成果があると聞いております。また、職員は基本的に全員が消防団に入団し、四十歳前後まで活動している市町村もみられます。都道府県の取組みとしては、全職員に対し積極的に入団を働きかけている例がありますが、特に地域に密着した出先機関、支所等の職員の消防団への入団は、地域住民との密着性の観点から非常に望ましい取組みであると考えております。

消防団員の確保について、どのような取組みをされるかについては貴職の御判断によるものと存じますが、それぞれの団体において自ら目標を設定して実施をさせていただくことをお願い申し上げます。実施に当たりましては、各地方公共団体において地元消防団との調整等の準備を行い、通常、消防団員の入団時期である来年四月の実施を目指して取り組んでいただければ幸いです。

今後発生が危惧される大規模地震や記録的豪雨、台風による被害などに対応するためには、地域防災体制の要となる消防団員の拡充強化が不可欠でありますので、何卒、よろしくお願いいたします。

平成二十五年十一月八日

総務大臣

新藤義孝

敬具

都道府県知事 殿

（※市区町村長に対するものも同内容）

備を図るため、以下の施策を実施している。

(ア) 消防団員の処遇の改善

消防団員の年額報酬や出動手当、退職報償金等に対して必要な地方財政措置を講じている。

(イ) 消防団への理解及び参加の促進

消防団員募集ポスターやリーフレットの作成・配布を行い、消防団への理解及び参加の呼びかけに努めている。

また、平成25年度においては、消防団や自主防災組織の活動を通じた地域の防災力の充実強化の必要性を広く国民に啓発するシンポジウムを7都県において開催している。

(ウ) 事業所の理解と協力

被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠であるため、平成18年度より、消防庁では、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設け、市町村等における導入の促進を図っている。特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ったり、従業員の入団を積極的に推進する等の協力は、地域の防災体制の充実に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献する取組であり、当該事業所の信頼の向上につながるものである（特集4



消防団員募集ポスター



消防団員募集リーフレット

特集4-2表

消防団の充実強化・活性化のための検討会の概要

検討会名	目的	検討結果
消防団の充実強化についての検討会 (平成22年6月～11月)	消防団には、従来の消火に加え、現在は救助、災害時の避難支援、防災知識の普及啓発、応急手当等の普及指導など多様な活動が期待されていることから、これらに対応する消防団の体制整備等について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・常備消防・自主防災組織等との連携強化 ・消防団員の活動環境の整備 ・女性・学生消防団員の入団促進 ・将来の消防団員等の地域防災を担う人材の育成
消防団協力事業所表示制度に関する検討会 (平成18年6～8月)	「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」の提言を踏まえ、事業所として消防団活動に協力することを、その地域に対する社会貢献及び社会責任として賞揚する「消防団協力事業所表示制度」について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団協力事業所表示制度の全体的な仕組み、効果的な普及策、インセンティブ
消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会 (平成17年8月～平成18年2月)	社会の就業構造の変化に伴い、消防団員の中で被雇用者が占める割合は年々増加しており、今後、団員の確保策を進めるためには、事業所との連携を深め、各事業所との協力体制を構築することが不可欠となっていることから、「消防団員の活動環境の整備に関する調査検討会」における提言等を踏まえ、消防団と事業所の連携の具体的方策について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における被雇用者消防団員の活動環境の整備 ・事業所との新たな協力関係の構築 ・事業所における防災知識・技術に関するストックの活用 ・消防団活動への協力を社会責任及び社会貢献とする環境づくり
消防団員の活動環境の整備に関する調査検討会 (平成16年7月～平成17年1月)	社会環境の変化等から、地域に必要な消防団員の確保に苦慮している消防団が見られ、全国的に消防団員数の減少が続いており、地域防災力の低下が懸念されている。そこで、地域住民・被雇用者・女性が参加しやすい活動環境の整備、地域住民・事業所の消防団活動への理解促進について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・被雇用者団員・女性等が参加しやすい環境づくり ・各消防団が特性に応じて選択できる機能別団員及び機能別分団などの組織・制度の多様化方策 ・消防団の活動実態を踏まえた団員の処遇改善策
地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保のための調査検討会 (平成15年11月～平成16年3月)	「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」の報告(平成15年3月)において、これからの消防団のあり方として提言された「消防団員数の確保」等を踏まえ、地域防災力の充実強化を図るため、「消防団員数の確保」に特に焦点を当て、消防団員の確保対策及び国、地方自治体、消防団がそれぞれ実施する具体的な方策について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県、市町村、消防団が連携し地域の実態にあった団員確保方策の実施 ・市町村合併時における消防団員の定数の維持 ・事業所への説明や事業所との交流など事業所の理解を深める活動の推進

－5図)。

平成25年4月1日現在、47都道府県の978市町村で本制度を導入済であり、消防団協力事業所数は9,513事業所となっている。また、

- ・消防団員である住民を多く雇用し、消防団活動に特に深い理解があり、協力度の高い事業所に対する表彰
- ・消防団と事業所の連携・協力の優良事例の紹介、意見交換を行う場の開催
- ・経済団体等への働きかけ（従業員の入団促進や、勤務時間中の消防団活動への便宜・配慮などについて依頼）
- ・事業所に向けた消防団参加促進パンフレットの作成・配布

などを実施し、事業所の消防団活動に対する理解・協力を求めている。

(エ) 女性の入団推奨

地域の安心・安全の確保に対する住民の関心の高まりなどの要因により、消防団活動も多様化し、住宅用火災警報器の設置促進、一人暮らしの高齢者宅の防火訪問、住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等においては、特に女性消防団員の活躍が期待されている。年々増加している女性消防団員を更に増加させるため、女性消防団員10万人の確保を目指して女

性の入団を推奨している。

いまだ女性消防団員がいない市町村が全国で約半数を占めることから、このような市町村に対しては、積極的な入団に向けた取組を求めている。

また、女性消防団員募集の取組を加速させるため、入団促進イベントの開催や女子学生の入団促進の働きかけなどを実施している。

(オ) 全国女性消防団員活性化大会の開催

平成25年10月30日、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深めるため、岐阜県高山市において、全国女性消防団員活性化大会を開催した。

(カ) 若者や学生の入団推奨

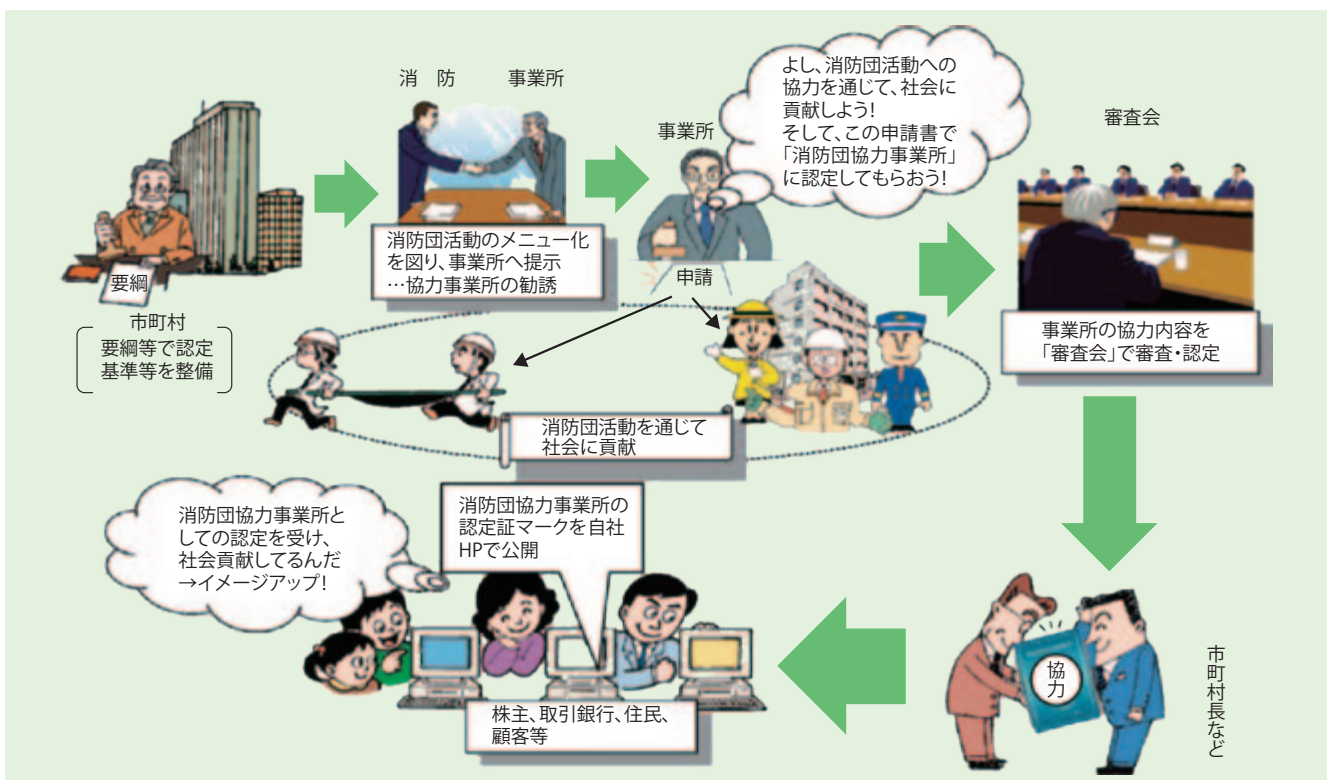
若い力を消防団活動に発揮してもらうため、



消防庁が交付する表示証
(ゴールドマーク)

特集4-5図

消防団協力事業所表示制度イメージ



将来の消防団員等の地域防災の担い手としての少年消防クラブの推進や、全国48箇所の大学構内の学生食堂・講堂等に電子看板を掲示するなど若者や大学生・専門学校生の入団を推奨している。

(キ) 公務員等の入団推奨

地方公務員の入団促進について、総務大臣から書簡を送付したことをはじめ、地方公務員や国家公務員のほか日本郵政グループ職員・農業協同組合・漁業協同組合・森林組合等の公共的団体職員等の入団を推奨している。

(ク) 全国消防団員意見発表会・消防団等地域活動表彰の実施

地域における活動を推進するとともに、若手・中堅団員や女性団員の士気の高揚を図るため、全国各地で活躍する若手・中堅団員や女性団員による意見発表会を開催し、あわせて、

- ・地域に密着した模範となる活動を行っている消防団
- ・団員の確保について特に力を入れている消防団
- ・大規模災害時等において顕著な活動を行った消防団

に対する表彰などを実施し、その内容を取りまとめ、全国に提供している。

(ケ) 消防団員入団促進キャンペーンの全国展開

消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることから、1月から3月を「消防団員入団促進キャンペーン」の期間として位置づけ、消防団員募集についての積極的な

広報の全国的な展開を図っている。

(コ) 消防団活動のPR

a 「消防団のホームページ」の運用

消防庁における最新施策や最新情報等を掲載し、消防団活動のPRに努めている。

(URL：<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>)

b 雑誌等を活用した広報

特に女性や若者をターゲットとした「雑誌広告」等を活用し、消防団への理解促進及び入団促進の広報に努めている。

(サ) 機能別団員及び機能別分団など消防団組織・制度の多様化方策の導入

すべての災害・訓練に出動する消防団員（以下「基本団員」という。）を基本とした現在の制度を維持した上で、必要な団員の確保に苦慮している各市町村が実態に応じて選択できる制度として、次の多様化方策を導入した（特集4-6図）。

a 機能別団員（特定の活動、役割のみに参加する団員）制度

入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害対応等に参加する制度である。

b 機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）制度

特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応等を実施する制度である。

c 休団制度

団員が出張、育児等で長期間にわたり、活動することができない場合、団員の身分を保



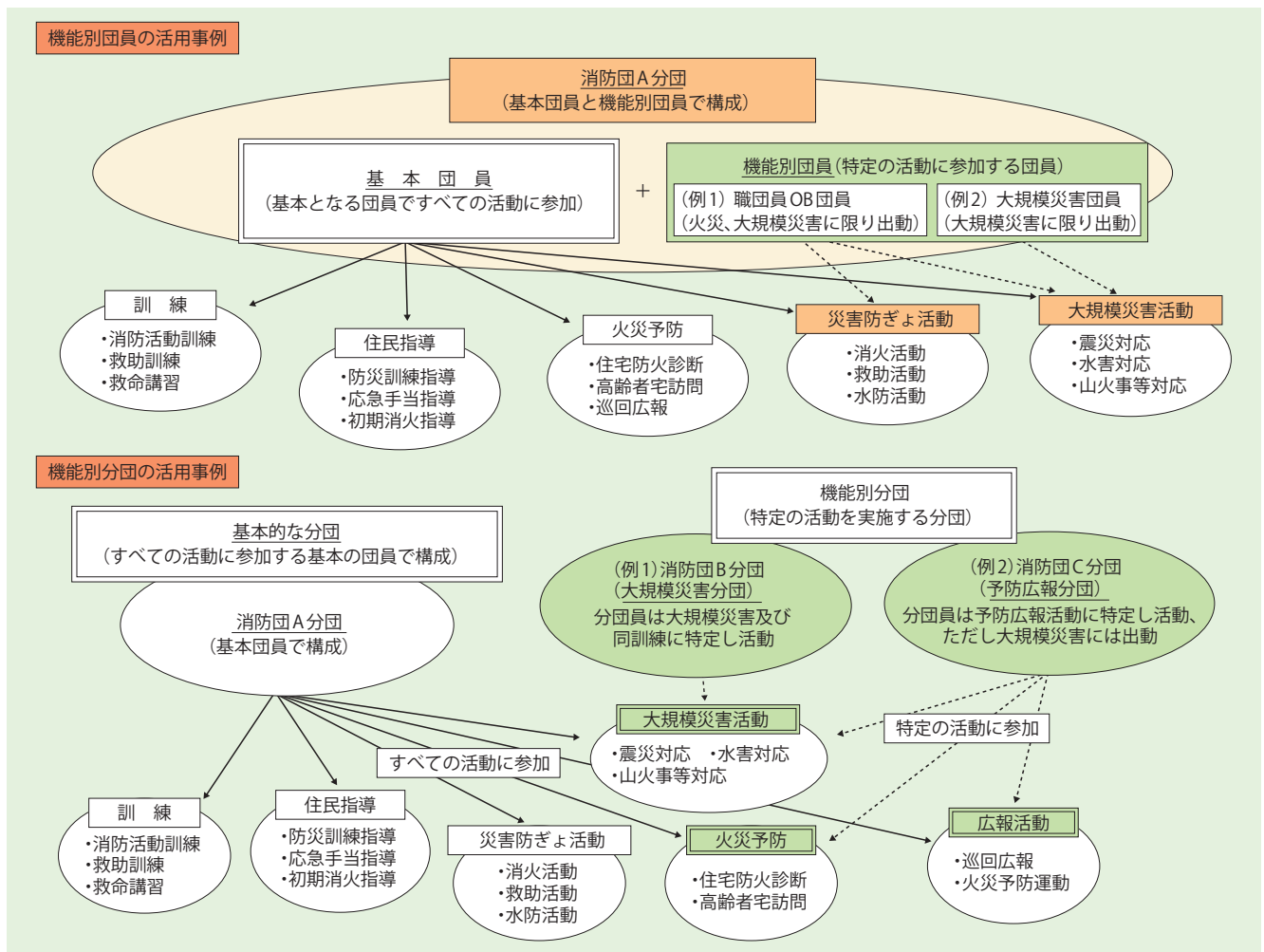
消防団のホームページ



MEN'S NON-NO (2013年3月号)、smart (2013年4月号)、日経TRENDY (2013年3月号)



日経WOMAN (2013年3月号)、sweet (2013年3月号)、mini (2013年3月号)、InRed (2013年3月号)



持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度である。休団中の大規模災害対応、休団期間の上限は各消防団で規定し、休団中は報酬の不支給、退職報償金の在職年数不算入が可能である。

d 多彩な人材を採用・活用できる制度

条例上の採用要件として性別・年齢・居住地等を制限している場合は、条例の見直しにより幅広い層の人材が入団できる環境の整備を図ったり、年間を通じての募集・採用の実施が必要である。

(シ) 団員確保の支援体制の構築

消防団員の減少に歯止めを掛けるために、団員確保に必要な知識又は経験を有する消防職団員等を地方公共団体に派遣し、団員の確保の具体的な助言、情報提供等を行う「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を平成19年4月から運用しており、平成25年11月現在、29人のアドバイザー（うち女性11人）が全国で活躍している。

2 消防団の装備・資機材、教育訓練の充実

消防団員は、東日本大震災において、消火・応急手当・救助活動はもとより、水門閉鎖や住民の避難誘導・避難所の運営支援など、それぞれの役割に応じて実に様々な活動に献身的に取り組み、高い評価を受けている一方で、消防団員自体に多大な人的被害が生じたことや消防団詰所や装備等が多大な被害を受けた中での活動等の課題も明らかになったことを踏まえ、消防団員の活動時における安全対策の強化や装備・教育訓練等の充実等に取り組んでいるところである。

(1) 東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会

東日本大震災における消防団活動を検証し、今後の大規模災害時における消防団活動のあり方等を検討するため、平成23年11月から、有識者及び消防団関係者からなる検討会を開催した。

平成24年3月には津波災害時における消防団員の安全確保対策を中心とした中間報告書を取りまとめ、各市町村に対し、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成を要請した。8月には消防団の装備・教育訓練等の充実、若者が入りやすい消防団に向けた取組、地域の総合的な防災力の向上のための取組などについての報告書を取りまとめ、都道府県を通じ全国の市町村に周知した。

同報告書に基づき、消防団の安全確保対策をはじめ、充実強化に向けた各種取組を推進する必要がある。

(2) 消防団の装備・施設、教育訓練の充実強化

消防車両・無線機器等の消防団に必要な装備や、消防団の活動拠点となる施設の整備については、「防災基盤整備事業」、「施設整備事業（一般財源化分）」及び「緊急防災・減災事業」の対象とし、地方財政措置を講じ、財政支援を行っている。

なお、東日本大震災の教訓を踏まえ、特にトランシーバーやライフジャケットなどの消防団員の安全装備品等を対象として、平成23年度第3次補正予算により国庫補助を実施するとともに、普通交付税についても、平成24年度に引き続き、平成25年度にも拡充を図った。

平成24年度補正予算においても、消防団員の安全確保を図るために必要な資機材・車両を市町村に無償で貸し付け、東日本大震災の教訓を踏まえた安全管理マニュアル等に基づく訓練を実施することとしている。

加えて、「安全の確保」、「新たな役割の救助」、「情報共有した上での他機関との連携」、「地域防災リーダーの育成」の観点から、「消防団の装備の基準」及び消防団の教育訓練について検討するため「消防団の教育訓練等に関する検討会」を平成25年11月から開催している。

(3) 全国女性消防操法大会の開催

平成25年10月17日、女性消防団員等の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、横浜市消防訓練センターにおいて、第21回全国女性消防操法大会を開催した。

(4) 消防団の災害対応力の向上

消防団員の災害対応能力の向上を図るため、平成24年度において、安全管理や幅広い防災知識の習得、図上訓練等による研修事業を47都道府県で実施している。

3 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」は、東日本大震災をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全に資するために制定された。

この法律は、議員立法により第185回臨時国会に提出され、成立したところである。

この法律においては、①地域防災力の充実強化に関する計画の策定、②全ての市町村に置かれるようになり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化、③国及び地方公共団体による消防団への加入の促進、④公務員の兼業の特例、⑤事業者・大学等の協力、⑥消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等の消防団の活動の充実強化、⑦地域における防災体制の強化について規定されている。

今後、消防庁では、この法律に基づき、①女性・大学生など幅広い層への入団促進に力を入れて取り組んでいくとともに、特に地方公務員の消防団への入団を働きかけていくこと、②消防団員の安全確保のためのライフジャケット、安全靴やトランシーバー等の消防団の装備の充実を図ること、③装備の充実を踏まえ、各都道府県、政令指定都市の消防学校における消防団の訓練教育の充実を図ること等を、消防団の拡充強化に向けて、より一層強力に推進していくこととしている。

特集5 最近の火災を踏まえた防火安全対策

1 新「適マーク制度」の実施と違反対象物公表制度の展開

(1) 広島県福山市ホテル火災の概要

平成24年5月13日、広島県福山市のホテルにおいて、死者7名、負傷者3名（うち従業員1名）という重大な人的被害を伴う火災が発生した。建物については、木造部分と鉄筋コンクリート造部分が一体利用された違法建築物であり、建築基準法上、階段の防火区画（たて穴区画）の未設置など8項目が不適合となっていた。また、消防法上、消防用設備等の点検報告の未報告や自衛消防訓練の未実施、屋内消火栓の一部不備が最終査察時に指導されており、これら3項目を同時に指導した回数は過去25回に上っていたが、最後に指導してから火災が発生するまで9年間立入検査が実施されていなかった。

この火災における多数の死者、負傷者が発生した被害拡大の要因として以下の事項が考えられるところである。

- ・建築物の構造が耐火構造でないことから、出火室及びその近傍において、火災が上階に燃え抜けて拡大したこと。
- ・階段の防火区画（たて穴区画）が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大し、煙が各客室に流入したこと。
- ・消火器及び屋内消火栓設備を用いた消火活動が行われていないこと。

(2) ホテル・旅館等における火災予防上の課題及びその対応の考え方

この火災を踏まえ、消防庁では「予防行政のあり方に関する検討会」の下に有識者から構成される「ホテル火災対策検討部会」を発足させ、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行い、平成25年7月に報告書を取りまとめた。消防庁においては、本報告書を踏まえ、関係機関と連携しながら以下の対策を進めている。

ア 自動火災報知設備の設置範囲の拡大

火災は早期覚知が重要であることから、現行の基準では自動火災報知設備の設置義務のない小規模なホテル・旅館等（延べ面積300m²未満）への設置義務化について消防法施行令の改正作業を行っている。

イ 立入検査と違反処理の推進について

火災が発生した建物への消防本部の立入検査が9年間未実施となっていたことを踏まえ、建築構造の適合性も含め、的確に人命危険の高い対象物のふり分けを行い、計画的な立入検査が実施される体制の整備が必要である。

また、以前の立入検査において、毎回、同じ違反内容を繰り返し指摘するにとどまり、違反処理の法的措置へ移行されなかったことを踏まえ、危険性・悪質性の高い違反を選別し、厳格な違反処理に移行するよう体制の整備が必要である。このため、立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルを改正するとともに、消防職員に対する研修等、違反処理の推進に向けた取組を実施している。

ウ 表示制度及び公表制度について

① 表示制度の実施

防火安全上、建築構造の適合性は極めて重要であるが、建築構造を含めた適合性を利用者に情報提供する制度がないことから、平成15年まで実施していた「旧適マーク制度」の仕組みを再評価し、ホテル・旅館等の事業者の申請に基づき消防機関が審査し表示マークを交付する制度の実施について、平成25年10月に全国の消防本部に通知した。

この表示制度は、現行制度の活用等により消防の検査等の負担の軽減を図り実施するものであり、建物に表示マークを掲出するほか、インターネット時代に対応し、ホテル・旅館等のホームページ等においても表示マークを使用できることとしている。

なお、表示マークの交付については、平成26年4月1日から消防機関においてホテル・旅館等

からの申請・受付を開始する予定である。

② 違反対象物の公表制度の検討

法令に適合している対象物を認定する表示制度と併せて、違反対象物の公表も行うことが、利用者の立場から非常に効果的であると考えられる。そのため違反対象物の公表制度を既に実施している消防本部の取組みを参考に、公表に係る事務負担や効果等について検証を行い、他の消防本部においても実施できるよう情報提供を行っている。特に大規模消防本部等において、平成26年4月からの実施を促すため、平成25年12月に具体的な条例案を示した通知を全国の消防本部に発出することとしている。

2 スプリンクラーの設置基準の強化

(1) 長崎県長崎市認知症高齢者グループホーム火災の概要

平成25年2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおいて、死者5名、負傷者7名という重大な人的被害を伴う火災が発生した。5名以上の死者が発生した認知症高齢者グループホーム火災は、平成22年の北海道札幌市における火災(死者7名)以来である。

火災の発生した建物は、昭和40年(1965年)に建築された鉄骨造一部木造の地上4階建の建物であり、階段におけるたて穴区画が建築基準法令に不適合であった。消防法令に基づく消防用設備等は設置され点検も実施されていたが、一部誘導灯のバッテリー切れがあったほか、避難訓練は平成19年12月

に実施以降、実施した旨の報告がなされていなかった。また、自動火災報知設備の鳴動後に、火災通報装置の操作が行えず、施設からの通報がなされなかったことや、初期消火のための消火器が用いられなかったこと、さらには、防火区画が建築基準に不適合であったことについて、関係行政機関間で情報が共有されておらず、改善が図られていなかった。

(2) 全国の認知症高齢者グループホーム等に対する実態調査の概要

この火災を踏まえ、全国の消防本部において、自力避難が困難な者が入居等する施設であって、平成19年度の消防法施行令改正前にはスプリンクラー設備の設置義務がなかったものを対象として、施設の概要、スプリンクラー設備の設置有無等について、福祉部局と連携を図り緊急調査を行った。

高齢者福祉施設(延べ面積275㎡未満)3,910施設のうち、1,853施設(約47%)にスプリンクラー設備が自主的に設置されていた。特に認知症高齢者グループホーム(延べ面積275㎡未満)の施設2,082施設中、1,544施設(約74%)にスプリンクラー設備が自主的に設置されていた(特集5-1表)。

(3) 認知症高齢者グループホーム火災を踏まえた検討

この火災を踏まえ、消防庁では「予防行政のあり方に関する検討会」の下に有識者から構成される「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を発足させ、認知症高齢者グループホーム等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行った。また、消防法の用途区分上同様の火災危険性があるとされている障害者・障害



火災建物(中央白の建物)の外観

特集5-1表

高齢者福祉施設等におけるスプリンクラー設備の設置状況

(275㎡未満の施設)	施設数	スプリンクラー設備	
		設置済	設置無
施設総数	7,189	2,238 (31%)	4,951 (69%)
高齢者福祉施設	3,910	1,853 (47%)	2,057 (53%)
うち認知症高齢者グループホーム	2,082	1,544 (74%)	538 (26%)
障害者福祉施設	2,221	249 (11%)	1,972 (89%)
上記以外のもの	1,162	159 (14%)	1,003 (86%)

(備考) 1 平成25年2月消防庁調べ
 2 1棟に複数の福祉施設区分が存する棟がある等の理由により、内訳の合計が施設総数とは一致しない。
 3 「上記以外のもの」とは、乳児院、救護施設、その他(区分不明も含む。)である。

児施設、救護施設、乳児院（以下「障害者施設等」という。）について検討するため、「障害者施設等火災対策検討部会」を設置し、自力避難が困難な者が入所する障害者施設等における防火対策のあり方を検討している。

(4) 認知症高齢者グループホーム等における今後の火災対策のあり方

両検討部会における検討状況を踏まえ、消防庁においては、関係機関と連携しながら、以下の対策の実施に向けて検討を進めている。

ア ソフト面での対策

全ての従業員が火災時に適切に対応できるよう、従業員教育の推進や効果的な訓練を実施する必要があることから、関係機関と協議を行い、採用時等定期的に従業員に対する教育が実施されるよう予め定めておくことや、既に他の施設で取り組んでいる参考となる訓練事例について、周知を行った。

イ ハード面での対策

自力避難困難な者が入所等する高齢者施設及び障害者施設等については、火災時の介助者による避難誘導に要する時間を確保するために、原則としてすべての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務付けることとし、ただし例外として、延焼を抑制する構造を持つ施設や、障害者施設等で避難の際に介助を要する者の入所が少ない小規模施設は不要とすることとしている。

また、自動火災報知設備と火災通報装置の連動を原則義務化することとしている。

以上のことについて、高齢者・障害者等の関係団体と協議しつつ、消防法施行令の改正作業を行っているところである。

ウ その他必要な対策

認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設及び障害者施設等における安全対策を講ずるためには、消防部局、福祉部局、建築部局等の関係機関が情報を共有し、連携して対応することが不可欠である。そのため、防火関係規定に不適合の施設に対する関係行政機関の改善指導の徹底を図るほか、福祉部局が事業者から施設の指定又は指定更新に係る申請を受けた場合に、建築部局及び消防部局と必要な連携

をしながら、建築基準法や消防法などの防火関係規定の適合状況を確認して指定や指定更新を行う方策について、関係機関と協議を進めている。

3 屋外イベント会場の防火管理や消火器の設置義務付け

(1) 京都府福知山花火大会火災の概要

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場において、死者3名、負傷者56名という重大な人的被害を伴う火災が発生した。

(2) 福知山花火大会火災を踏まえた検討

この火災を踏まえ、消防庁では「予防行政のあり方に関する検討会」の下に有識者から構成される「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を発足させ、屋外イベント会場等における防火対策のあり方に関する検討を行い、平成25年10月に報告書を取りまとめた。

多数の死傷者が発生した要因及び課題として次の事項があげられた。

- ・花火を見物する観客席と火気を扱う露店、発電機及びガソリン携行缶の配置場所が近接していたこと。
- ・本火災のあった露店に対する火災予防上の指導体制が明確ではなく、個々の露店主に委ねている場合があったこと。
- ・法令で火気を扱う屋外イベント会場等の消火準備に関する明確な規定がなく、消火準備の確保が徹底されていないこと。
- ・火災危険性に応じて、消防機関が必要な情報を確実に把握することができ、指導ができるようになる必要があること。



火災現場の状況（福知山市消防本部提供）

(3) 検討結果を踏まえた消防庁の対応

検討部会では、今回のような火災被害を繰り返さないため、火災危険性の高い屋外イベント会場等については、火災予防条例を改正し、以下のような屋外の防火管理の仕組みの構築を中心とするソフト面での対策及びハード面での対策等を総合的に講じることが必要とされたところである。

- ・屋外イベント会場等の防火管理について
防火担当者の選任、火災予防上の安全確保及び屋外イベントに係る届出に関する制度を構築する。
- ・消火器の設置について
火災危険性の高い屋外イベント会場等において火気器具等を取り扱う露店等を出店する者に、消火器の設置を義務付ける。

この報告書を踏まえ、消防庁においては、これらの制度が構築されるまでの間の当面の対応として、全国の消防機関に対し、検討部会報告書の内容を踏まえた火災予防上の指導を実施する旨の通知を发出するとともに、現在、消防法施行令及び火災予防条例（例）の改正作業を行っている。

また、ガソリン携行缶を安全に取り扱うための留意事項について周知するとともに、特に注意すべき重要な事項がガソリン携行缶本体の目立つ場所にシール等で表示されるよう、製造・販売業者等の団体に要請した。

4 福岡市の診療所火災を踏まえた防火対策のあり方の検討

(1) 福岡県福岡市診療所火災の概要

平成25年10月11日、福岡県福岡市の診療所において、死者10名、負傷者5名という重大な人的

被害を伴う火災が発生した。消防庁では、消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査を実施するため、現地に職員を派遣し、福岡市消防局と連携して火災原因調査を行った。医療施設で10名以上の死者を伴う火災が発生したのは、昭和48年（1973年）の福岡県北九州市における火災（死者13名）以来のことである。

火災の発生した建物は、鉄筋コンクリート造の地下1階・地上4階建の建物である。

(2) 診療所火災を踏まえた検討

この火災では、消防計画上行うこととなっていた初期消火や避難誘導がなされなかったこと、防火戸が閉鎖されなかったために煙が建物内に充満したことが被害拡大要因として推測されている。

消防庁では平成25年11月に「予防行政のあり方に関する検討会」の下に有識者から構成される「有床診療所火災対策検討部会」を発足させ、この火災における被害拡大の状況を踏まえた現行規制の総合的な点検を行い、診療所・病院等におけるソフト・ハード両面での防火対策のあり方について検討しているところである。



火災建物の外観

特集6 消防防災通信基盤の強化

災害の発生時には、住民の安全の確保を図るため、住民に対して災害関連情報を確実にかつ迅速に伝達することが極めて重要である。このため、東日本大震災において明らかとなった課題を踏まえ、災害情報を多様な手段により迅速に住民に伝達するための施策を推進しているところである。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強い消防通信基盤を確保し、今後の大規模災害において緊急消防援助隊の応援と受援をスムーズかつ一元的に行うため、消防救急無線のデジタル化を早急に推進する必要がある。

活動調整本部との通信、同県内で活動している部隊同士の通信、緊急消防援助隊として出動している部隊と受援消防本部との通信等の一部に問題が生じた。

従来から、アナログ方式（150MHz帯）により整備・運用されてきた消防救急無線は、車両動態管理・文字等のデータ通信や秘話性の確保による機能向上及び電波の有効活用を図る観点から、平成28年5月末までにデジタル方式（260MHz帯）に移行することとされている（特集6-1図）。

消防救急無線をデジタル化することにより、明瞭な音声通話や文字情報を伝送することにより一層的確かな指示を発令することができること、チャンネル数が増加し無線の輻輳・混信が抑制できること、消防本部間の通信ネットワークが接続され、より広域的な通信が容易になることなどのメリットがあることから、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強い消防通信基盤を確保し、今後の大規模災害において

1 消防救急無線^{*1}のデジタル化

東日本大震災では、地震動や津波による消防救急無線の機器や基地局の被害により、緊急消防援助隊として出動している部隊と総合調整を行う消防応援

特集6-1図 消防救急無線のデジタル化の推進

○消防救急無線システムについて

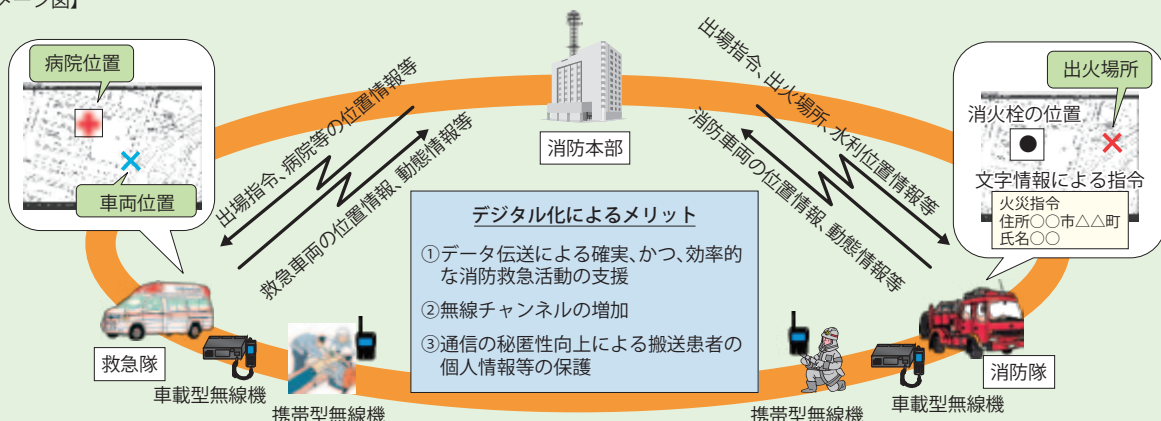
消防本部や消防署などに設置された無線基地局と消防車両や救急車両に装備された無線機等との間で、消防本部から消防隊・救急隊への指令、消防隊・救急隊から消防本部への報告等に使用される、消防救急活動に必要な無線通信網

○消防救急デジタル無線システムについて

消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、既存のアナログ方式の消防救急無線設備の更新時期等を踏まえつつ、アナログ方式による150MHz帯周波数の使用期限である平成28年5月31日まで（※）に260MHz帯でのデジタル方式に移行（デジタル化）することとされている。

（※）周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）により規定

【イメージ図】



*1 消防救急無線は、消防本部（消防指令センター）と消防署、消防隊・救急隊を結ぶ通信網である。消防本部から消防隊・救急隊への指令、消防隊・救急隊からの消防本部への報告、火災現場における隊員への指令等に活用されている。

緊急消防援助隊の応援と受援をスムーズかつ一元的に行うため、全国の消防本部は早急に消防救急無線をデジタル化していく必要がある。

そこで、平成23年度補正予算（第3号）において、消防救急無線のデジタル化を緊急に進めるために必要な経費を補助金として地方公共団体に交付しており、平成24年度以降においても、緊急消防援助隊設備整備費補助金としてデジタル化を進めるために財政措置を講じている。また、電波法の一部改正（平成25年6月12日施行）により、電波利用料の用途の範囲が拡大され、消防救急無線と防災行政無線（移動系）を共に260MHz帯へ移行する場合のデジタル無線システムの整備費の一部が補助されることとなった。さらに消防庁では、技術アドバイザーの派遣、デジタル化実証試験で得られた知見の提供など全国の消防救急無線のデジタル化が円滑に行われるよう支援策を推進している。

2 Jアラートによる迅速な情報伝達

武力攻撃等の際に住民が適切な避難を速やかに行うためには、住民に正確な情報を迅速に伝達することが重要となることから、消防庁では、地方公共団体と連携してJアラート（特集6-2図）の整備を推進している。

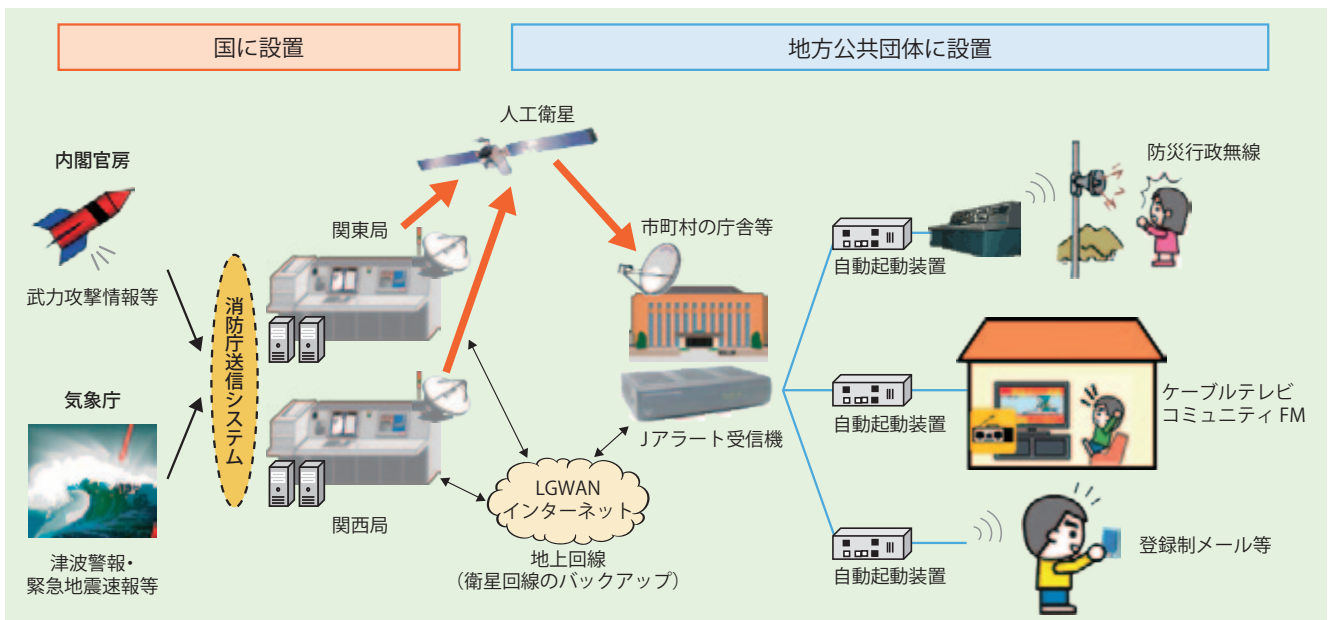
Jアラートとは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情

報を、人工衛星等を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステムである。弾道ミサイル情報など国民保護に関する情報は内閣官房から、緊急地震速報、津波警報、気象警報などの気象情報は気象庁から、消防庁の送信設備を経由して全国の都道府県、市町村等に送信される。

Jアラートは平成19年2月に4市町村で運用を開始し、以降システムの改修・高度化に向けた取組を行っており、平成23年度補正予算（第3号）を活用し、Jアラートの送信機能を多重化するため、消防庁に設置しているJアラートの主局（関東局）と同等の送信・管理機能を有するバックアップ局（関西局）を整備し、平成25年5月から運用を開始したことで、より災害に強いシステムへと強化された。

Jアラートの受信機を整備している市町村の割合は平成25年5月1日現在で約99.6%となり（附属資料Ⅱ-47）、平成25年度中に全ての市町村で整備される見通しとなっている。また、Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段を有する市町村の割合は、同日現在、78%となっており、平成25年度中に概ね93%、平成26年度中に概ね99%となる見通しである。今後は、Jアラートの自動起動機の未整備市町村に対して早急な整備を促進するとともに、市町村防災行政無線（同報系）の他、音声告知端末、コミュニティ放送やケーブルテレビ、登

特集6-2図 Jアラートの概要



録制メール等とJアラートとの連携を進め、Jアラートによる情報伝達手段の多重化・多様化を進めることが必要である（特集6-3図）。

Jアラートによる住民への情報伝達について万全を期すため、これまで消防庁においては、関係省庁と連携し、Jアラート受信機を運用する全ての地方公共団体を対象とした毎月の受信機までの導通試験や、任意の団体が参加する年2回のJアラートを用いた緊急地震速報訓練を実施している。

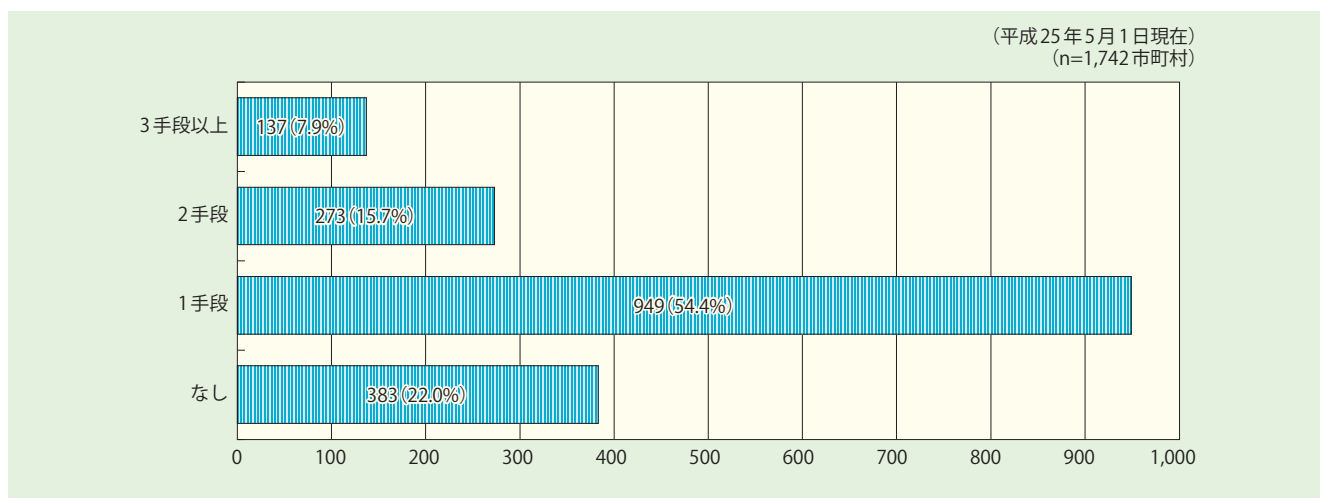
また、昨年に引き続き、平成25年9月11日にJアラート受信機を運用する全ての地方公共団体が参加する全国一斉の情報伝達訓練を実施した。各地方公共団体のJアラートの運用状況に応じて情報伝達手段を起動させる等の訓練を実施し、47都道府県及び1,731市町村が参加した。このうち、市町村防災行政無線（同報系）の自動起動訓練の実施は1,053団体、音声告知端末については235団体、コミュニティ放送については39団体、ケーブルテレ

ビ放送については22団体であった（特集6-4図）。訓練の結果、正常であることが確認されたのは46都道府県及び1,681市町村であり、不具合のあった団体のうちJアラート機器（受信機または自動起動機）の不具合のあった団体は8市町村、Jアラート機器以外（市町村防災行政無線（同報系）など）の不具合のあった団体は1県及び42市町村であった。不具合のあった団体については、その原因を調査し、早急に改善を図るとともに、今後も引き続き訓練等の充実を図り、Jアラートによる情報伝達が確実に実施されるよう取り組んでいくこととしている。

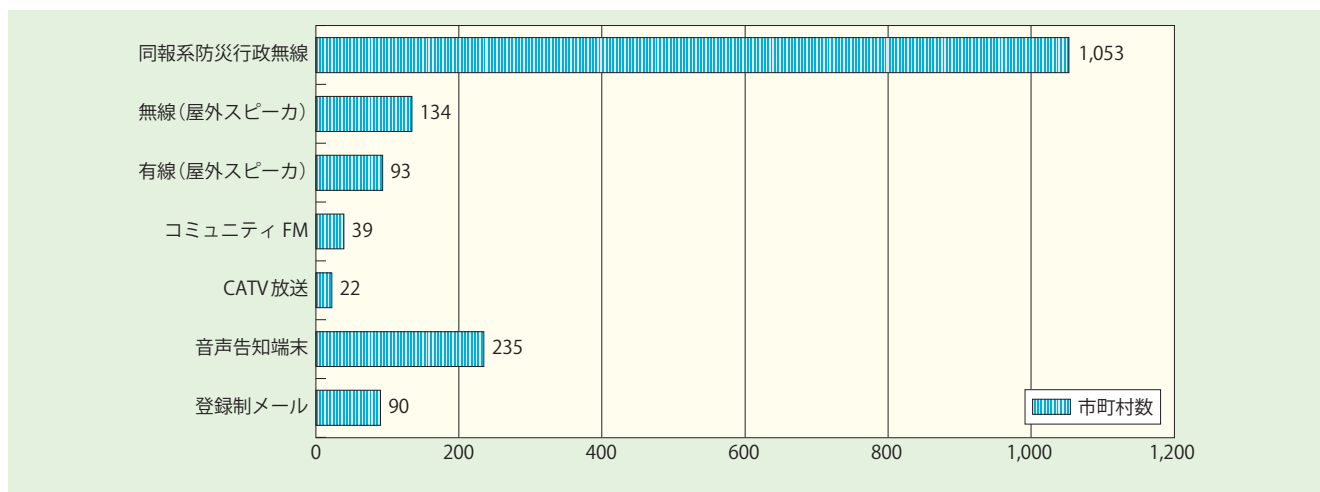
3 G空間情報の活用

位置に関連づけられた情報である地理空間情報（G空間情報）については、昨今のICTの急速な進展等により、ICTを用いたG空間情報の高度な利活

特集6-3図 Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の保有の状況(手段数別)



特集6-4図 Jアラートの全国一斉情報伝達訓練において自動起動訓練を行った情報伝達手段の状況



用（G空間×ICT）が可能となってきたおり、G空間×ICTによる防災・減災対策の高度化を実現していくことが重要である。

このような観点を踏まえ、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）においては、災害現場に近付けない大規模災害・特殊災害等に際して、ITを活用してリモート操作できる災害対応ロボット等を2018年度までに導入し、順次高度化を図るとともに、地理空間情報（G空間情報）を活用した避難誘導や消火活動について、2016年度までに導入を検証し、2020年度までに導入を実現することとされた。

このような背景の下、消防庁では、総務省が構築する「G空間プラットフォーム」と連携し、大規模災害時における消防部隊の最適運用や安全な住民避難のためのG空間情報を活用した災害シミュレーションの研究開発や災害情報をG空間プラットフォーム上で共有し、緊急消防援助隊等のよりの確な災害対応を可能とするシステムを開発することとしている。

また、エネルギー・産業基盤災害即応部隊の応急対応に資するリモート操作可能な災害対応ロボット等、G空間×ICTを活用した高度な車両・資機材等の研究開発に取り組んでいくこととしている。

4 緊急消防援助隊の情報収集・伝達能力向上

(1) 緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール

緊急消防援助隊の部隊位置、動態情報、被害情報等を地図上で共有するため、緊急消防援助隊動態情報システムを運用している。

また、被害情報、道路情報、燃料補給可能場所情報等の文字情報を共有するため、支援情報共有ツールを運用している。（詳細は、P.11参照）

(2) ヘリコプター動態管理システム

全国の消防防災ヘリコプターの位置情報を把握するとともに地上から情報を伝達することができるヘリコプター動態管理システムを整備している。（詳細は、P.11参照）

(3) 無線中継車及び可搬型衛星地球局

大規模災害発生時の通信確保の支援体制を強化するため、無線中継車及び可搬型衛星地球局（VSAT）を配備している（詳細は、P.12参照）。

(4) ヘリサット（ヘリコプター衛星通信システム）

地上の受信設備に頼らず、リアルタイムの映像伝送を可能とするため、ヘリサットの消防庁ヘリコプターへの搭載を進めている（詳細は、P.8参照）。

5 災害情報等の伝達の多様化

東日本大震災をはじめ、平成24年12月の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案並びに平成25年夏に発生した中国地方や東北地方での大雨や竜巻災害等の災害事案において、住民等に対する情報伝達のあり方が重要な問題としてクローズアップされている。

また、重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図るため、新たに気象庁において、平成25年8月30日から「特別警報」の運用が開始された。特別警報発表時の基準としては、数十年に一度しかないような非常に危険な状況を想定しており、各自治体は、地域住民に特別警報の周知の措置をとる義務がある。このような、災害情報については、地域特性や住民の居場所にかかわらず、伝達が確実に行われる必要がある。

(1) 東日本大震災時の課題と対応策

市町村防災行政無線^{*2}（同報系）は、災害時における通信の輻輳や発信規制が行われないこ

*2 市町村防災行政無線には、同報系と移動系とがある。

市町村防災行政無線（同報系）とは、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網である。市町村は、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一斉伝達しており、災害時には、気象予警報や避難勧告、Jアラート等の伝達に利用している。

市町村防災行政無線（移動系）は、市町村庁舎と市町村の車両、市町村内の防災機関（病院、電気、ガス、通信事業者等）、自主防災組織等を結ぶ通信網である。災害時における市区町村の災害対策本部においては、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係機関等からの情報収集・伝達、広報車との連絡や交通・通信の途絶した孤立地域等に利用される。

とから、東日本大震災においても地方公共団体から住民への大津波警報や避難の呼びかけなど災害情報伝達的手段として有効に活用された。

例えば、Jアラートと連携させ、自動的に市町村防災行政無線（同報系）から放送ができる仕組みを構築していた岩手県洋野町、宮城県東松島市、福島県新地町等においては、本震の直後で混乱している状況の中で自動的に市町村防災行政無線（同報系）を起動させて大津波警報の第1報を放送できたことは住民の避難を図る上で非常に有効であった旨の報告が当該市町村よりなされている。また、福島県新地町においては、Jアラートによる第1報の放送が通常と異なる音声（男性の合成音声）であったため、異常な事態であることがすぐにわかったという住民の声があったと報告されている。一方、沿岸地を中心として地震の揺れや津波による倒壊・破損や電源喪失等により、Jアラートや市町村防災行政無線（同報系）等の情報伝達手段が利用できなくなり情報伝達に支障が生じた例もあった。

このため、市町村防災行政無線（同報系）の未整備地区における早急な整備をはじめ、Jアラートと連携して情報伝達手段を自動的に起動できる仕組みの構築や設備の耐震化、無線の非常用電源の容量確保等の耐災害性の向上、デジタル化による双方向通信の確保等の高度化等を図ることが必要である。また、住民に災害情報を確実に伝達するため、市町村防災行政無線（同報系）に限らず、コミュニティ放送、緊急速報メール等の活用による災害情報伝達手段の多重化・多様化を進めることが重要となっている。

市町村防災行政無線（同報系）については、防災基盤整備事業において財政支援を講じてきたところであり、平成23年度補正予算（第3号）では避難所となる学校や病院等と市町村庁舎において双方向通信を可能とする市町村防災行政無線（移動系）等を整備するための経費について補助金による予算措置を講じた。また、平成23年12月に創設された「緊急防災・減災事業（単独）」において、市町村防災行政無線の設置・更新も対象とし更なる支援を充実させてきた。

(2) 地方公共団体における災害情報等の伝達体制の充実に向けて

このような背景の下、消防庁においては、平成24年6月から「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」を開催し、同年8月には、地方公共団体における住民に対する災害情報伝達手段の整備に関する基本的な考え方について中間取りまとめが行われた。さらに24年12月には「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会報告書」が取りまとめられた。

この報告書においては、災害時において、住民の安全の確保を図るため、住民に対して災害関連情報を確実にかつ迅速に伝達することが極めて重要であることから、〔1〕情報伝達手段の多重化・多様化の推進（特集6-3図）、〔2〕迅速性に優れた情報伝達手段の確保、〔3〕訓練・試験及び点検・改善の充実に図ることとし、全ての市町村において、Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段を確保することなどが求められている。

平成24年度には、非常電源の充実等による耐災害性の強化や、多様な情報伝達手段の活用、様々なメディアとの連携等について検証を行い、これらの結果を踏まえ、平成25年3月末に、「災害情報伝達手段の整備に関する手引き」が取りまとめられた。また、地方公共団体の住民への情報伝達手段の整備を支援するため、当該市町村に適切なアドバイスを行う専門家の派遣を行う「災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業」を平成25年度に実施した。

本事業において、アドバイザーは、希望する地方公共団体に対し、①災害情報伝達手段に係る技術的提案及び助言、②災害情報伝達手段システムの運用に係る提案及び助言、③整備スケジュール等の提案及び助言、④災害情報伝達手段の多様化、多重化の重要性に係る提案及び助言、⑤その他地方公共団体の要望に対する提案及び助言を行うことにより、派遣先地方公共団体における、災害情報伝達手段の多重化・多様化を支援するものである。